

\ 第3次 /
美浜町
地域福祉計画

【令和5年度～令和9年度】

みんなで創る 共生のまち

～ ふれあい 支えあい 地域愛 ～



美浜町

ごあいさつ

美浜町では、第五次美浜町総合振興計画後期基本計画において、「みんなで創り 絆ぎ 集う 美し美浜」を町の将来像とし、福祉分野の基本目標として「健やかでぬくもりのあるまち」を掲げ、さまざまな福祉施策に取り組んでいます。



近年、我が国では、少子高齢化や人口減少の進展により社会構造は大きく変化しており、人と人とのつながりの希薄化が進む中、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者、社会的孤立者の増加等、地域における生活課題は多様化、複雑化しています。また、ひきこもりや虐待、ヤングケアラーといったこれまでの福祉制度では対応が困難な新たな課題も顕在化してきています。

こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりがそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしている「地域共生社会」の実現が求められています。

本計画は、「みんなで創る 共生のまち ～ふれあい 支えあい 地域愛～」を基本理念に掲げ、美浜を思う心「地域愛」のもとに、住民、地域、関係機関、団体、行政等が共に交流し、支え合うことにより、「協働」で共生のまちづくりをめざすものです。

今後は、本計画に基づき、みんなで支え合う地域福祉の充実を図ることで、住んでいることに幸せと誇りを実感できるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご指導、ご提言いただきました美浜町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様から心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

美浜町長

夕嶋 秀樹

もくじ

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ及び法的根拠.....	3
第3節 計画の期間	6
第4節 地域の範囲の考え方	6
第5節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進.....	7
第2章 美浜町の現状と課題	9
第1節 第2次計画の検証.....	9
第2節 統計データからみる現状	12
第3節 アンケート結果からみる現状.....	28
第4節 美浜町における主な課題	40
第3章 計画の基本的な考え方	42
第1節 基本理念	42
第2節 基本目標	43
第3節 施策体系	44
第4節 新たな地域福祉施策への対応に向けて.....	45
第4章 地域福祉の展開	46
基本目標1 みんなで支え合うための意識づくり.....	46
基本目標2 誰一人取り残さないしくみづくり.....	52
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり	58
第5章 関連計画の内容	62
関連計画1 重層的支援体制整備事業実施計画.....	62
関連計画2 成年後見制度利用促進基本計画	68
関連計画3 自殺対策計画.....	70
第6章 計画の推進	74
資料編	76

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

本町では、平成25年3月に「美浜町地域福祉計画（第1次）」、平成30年3月に「美浜町地域福祉計画（第2次）」を策定し、「住民の輪で築く 幸せ実感 支え合う福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、様々な取組を進めてきました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の爆発的流行により、地域における支え合いや助け合いの機能が低下しつつあるとともに、国の福祉制度の枠組みでは対応しきれないひきこもりや虐待、ヤングケアラーといった新たな課題への対応が求められるようになってきています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げています。

本町においても、こうした課題に対応するため、令和4年度末に計画期間が終了する「美浜町地域福祉計画（第2次）」を改定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指して、「美浜町地域福祉計画（第3次）」を策定します。

(2) 国の主な流れ

平成30年4月に地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました。

また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。

令和3年の社会福祉法改正では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備が求められています。

■近年の国の主な流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、8050問題、虐待、ヤングケアラー、ごみ屋敷問題など）
- 大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要となっています。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく「**重層的な支援体制の整備**」が必要となっています。

（3）福井県の主な流れ

「福井県地域福祉支援計画」は令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定され、「身近な地域で互いに支え合い、誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げています。この計画では、これまでの「受け手」と「支え手」という関係や制度・分野ごとの「縦割り」の考え方を超えて、地域で暮らす方々や地域の様々な団体が主体的に地域活動に参画し、人や資源が世代や分野を超えてつながることで、暮らしや生きがい、地域をともに創る社会の実現を目指しています。

福井県地域福祉支援計画の基本目標

- 1 地域福祉を支える人づくり
- 2 誰もが住みなれた地域で生活できる地域づくり
- 3 地域福祉サービスの基盤づくり
- 4 市町への支援、計画の推進

また、「福井県手話言語条例」や「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」などの制定、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」「福井県社会的養育推進計画」「配偶者暴力防止および被害者保護等のための福井県基本計画（第3次改定版）」「福井県自殺対策計画」「福井県再犯防止推進計画」などを策定し、福祉に関する各分野の取組の充実を図っています。

第2節 計画の位置づけ及び法的根拠

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における様々な困りごとについて、住民やボランティア、各種団体、社会福祉協議会、行政などが協力して解決していくことにより、誰もが安心して暮らしている地域社会をつくっていくことをいいます。

個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化している中で、公的なサービスを利用しないと解決できないこともあるが、隣近所の助け合いや支え合いで解決できることもあります。

地域福祉を進める上では、自分や家族でできること（自助）、住民同士の助け合いでできること（互助）、制度化された仕組みの中での支え合い・助け合いでできること（共助）、住民同士で解決できない問題を行政等が公的な支援で解決すること（公助）の「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方をもち、それぞれの役割を果たし、連携することが求められます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のイメージ



(2) 計画の位置づけ

① 法的位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、本町の地域福祉推進に関する基本的な事項を定めるものです。また、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ、新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「自殺対策計画」を包含するものとします。

■社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

◆重層的支援体制整備事業実施計画について

「社会福祉法」第 106 条の 5 の規定に基づく計画で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築することを目指すものです。

◆成年後見制度利用促進基本計画について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項の規定に基づく計画で、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利擁護の実現を図るべく、成年後見制度の利用促進を目指すものです。

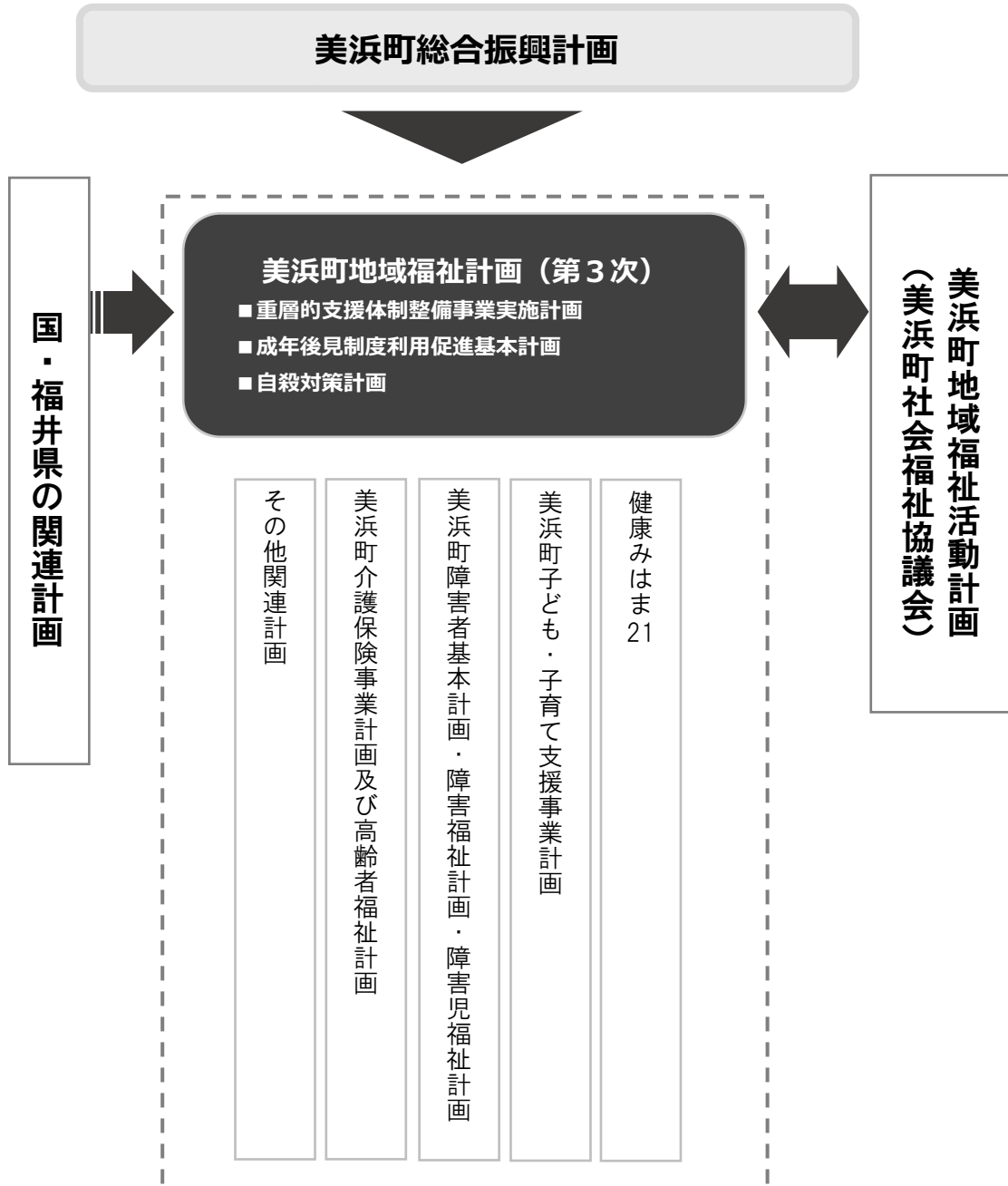
◆自殺対策計画について

「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項の規定に基づく計画で、自殺に追い込まれつつある人が前向きに生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む「生きることの包括的な支援」を通じ、地域全体で自殺対策に取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

② 関連計画との関係

本計画は美浜町総合振興計画を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として、高齢者や障がい者、児童、健康づくりなどの福祉に関する町の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指す計画となります。

また、美浜町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携して推進していきます。



第3節 計画の期間

本計画の期間は令和5年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする5か年計画として策定することとします。ただし、社会情勢の変化や大幅な制度の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

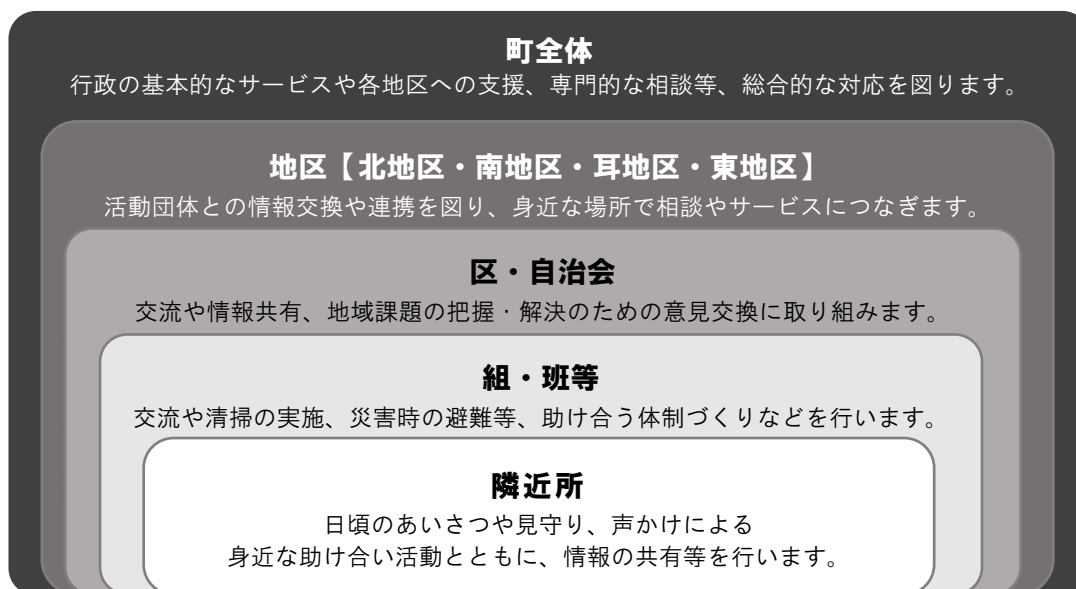
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総合振興計画	第5次 後期基本計画					第6次
地域福祉計画	第2次	美浜町地域福祉計画（第3次）				

第4節 地域の範囲の考え方

地域福祉の効果的な推進のためには、町全体で取り組むこと、各地区で取り組むこと、住民の身近な地域で取り組むことなど、それぞれの範囲に応じた取組が重要です。

そのため、本計画では5層からなる地域の範囲を設定し、取組内容に応じて適切な単位による自助・互助・共助・公助の取組を推進していきます。

■美浜町における地域の考え方



第5節 新しい時代に合わせた地域福祉の推進

(1) SDGsの推進

① SDGsの概要

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

■SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標



② SDGsを踏まえた本計画における方向性

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化がみられます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するため、既存の制度の狭間にある人に対する支援の強化を図ります。

■特に本計画と深く関連する目標

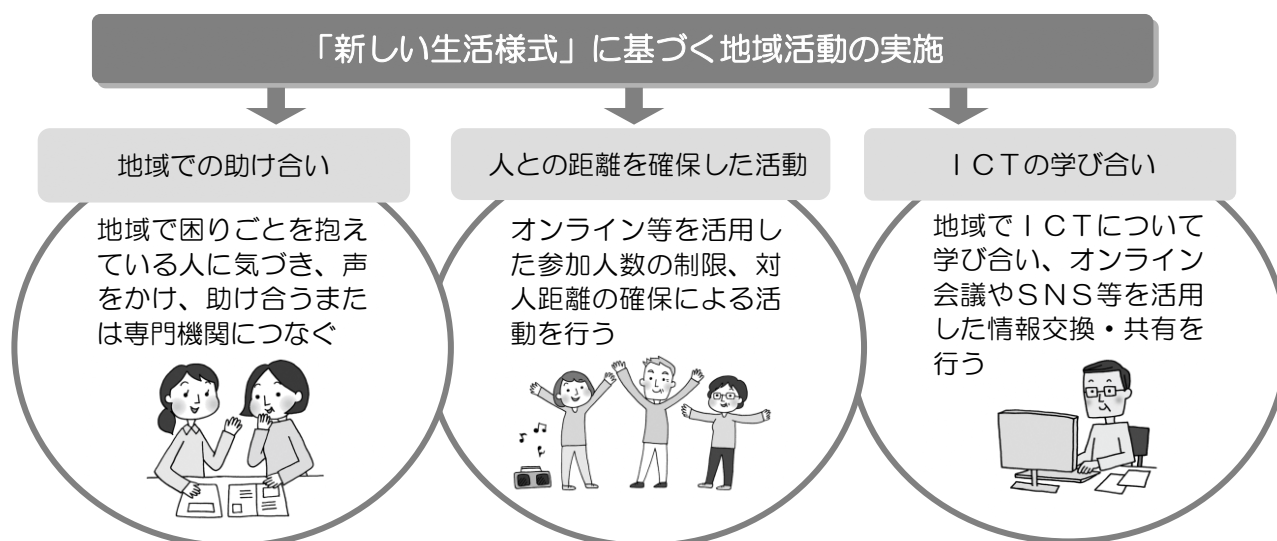
<p>目標1：貧困をなくそう</p> <p> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>目標3：すべての人に健康と福祉を</p> <p> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>目標8：働きがいも経済成長も</p> <p> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>目標10：人や国の不平等をなくそう</p> <p> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>目標11：住み続けられるまちづくりを</p> <p> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>目標17：パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する</p>

(2) 「新しい生活様式」を踏まえた関係づくり

世界的に新型コロナウイルス感染症が流行し、複数人が集まって行う活動が制限され、人と接する機会が少なくなりました。そのような状況への対応として、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を目的とした「新しい生活様式」が提唱され、生活や地域活動における様々な場面での工夫が求められました。

今後も、感染症対策を含め、様々な状況に即した地域活動の実施が必要です。

■「新しい生活様式」に基づく地域活動の実施イメージ



第2章 美浜町の現状と課題

第1節 第2次計画の検証

(1) 指標・目標の達成状況

第2次計画で設定した指標・目標について、令和4年度時点の進捗状況をみると、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に進捗率は低くなっていますが、各種取組は着実に進んでいます。引き続き課題等を整理し、継続的に取り組む必要があります。

指標・目標	単位	平成29年度 ベース値	目標値	令和4年度(12月末時点)	
				実績	進捗率
基本目標1 みんなで創る、全員主役のまちづくり					
障がい者にとって住みやすいまちと 感じる割合※	%	34.9	75.0	-	-
女性の審議会等の登用率	%	27.1	35.0	28.5	81.4%
ボランティア活動数	人	753	1,000	437	43.7%
特定健診の受診率 ※	%	49.1	60.0	46.1	76.8%
げんげん運動実践者の割合※	%	67.2	80.0	-	-
基本目標2 とともに絆がり支え合う、暮らしやすいまちづくり					
福祉委員会の設置数	集落	25	37	31	83.8%
認知症サポーター数	人	4,490	6,000	4,829	80.5%
認知症カフェ設置数	ヶ所	3	5	2	40.0%
認知症キャラバンメイトの育成	人	52	80	51	63.8%
居場所づくり設置数	ヶ所	4	10	17	170.0%
子育て相談窓口認知度※	%	46.3	100.0	-	-
自主防災組織設置数	集落	18	37	21	56.8%
基本目標3 笑顔で集う、信頼と安心のまちづくり					
老人家庭相談員	人	26	37	17	45.9%
障がい者グループホーム受入数	人分	0	20	0	0.0%
福祉人材バンク登録者数	人	39	200	63	31.5%

※「特定健診の受診率」の実績は令和3年度の数値。

※「障がい者にとって住みやすいまちとを感じる割合」「げんげん運動実践者の割合」「子育て相談窓口認知度」については、調査を実施していないため実績数値及び進捗率は算出していません。

(2) 主な取組状況

平成 30 年度から、各基本目標・基本施策に基づき、関係各課において様々な施策を進めてきましたが、施策ごとに多くの課題があり、今後も取組方法の改善、さらなる内容の充実を図りながら、継続的に取り組む必要があります。

基本目標 1 みんなで創る、全員主役のまちづくり

- 心のバリア除去と地域への愛着（地域愛）を育むため、保育園における世代間交流や小中学校におけるふるさと学習・福祉教育等を実施しています。
- 人権尊重啓発協議会により各集落での人権学習会や集落代表評議員の研修会を実施しています。
- 「地域あいあいポイント事業」を創設し、保育園等への社会貢献活動や地域活動、ボランティア活動等、高齢者による社会参加を促しています。
- 医療・介護・予防・生活支援の各サービスを身近な地域で利用できる環境づくりにより、在宅生活の継続に向けて取り組んでいます。
- デジタル技術を活用し健康プログラムを実施していますが、働く世代の参加が低調です。
- 地域福祉の推進のため、社会福祉協議会より社会福祉士等の専門職の派遣を受け、相談支援体制の強化を図るとともに、町及び社会福祉協議会の職員の定期的な連絡会を開催しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動や行事が縮小していますが、健康づくりや防災、まちづくり等の地域活動に対し様々な年代の参加を促すとともに、地域リーダーの育成を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステムについての講演会や勉強会を実施していますが、これらの取組みについて住民の理解を促す必要があります。

基本目標 2 とともに絆がり支え合う、暮らしやすいまちづくり

- 子育て支援センター機能に加え、子育て世代包括支援センター機能及び子ども家庭総合支援拠点機能を併せ持つ「子ども・子育てサポートセンター」を開設しました。
- 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒や保護者の方へのきめ細やかな支援と、安心できる居場所づくりとして、教育支援センターなないろを開設しました。
- 災害時の避難行動要支援者を支援する取組として、区長や民生委員・児童委員、地域の自主防災組織に避難行動要支援者名簿の配布や個別避難計画の作成を進めています。
- 農福連携事業として、障がい福祉事業所の園芸施設の整備を支援しました。
- 災害時に備え、避難所開設に必要な資機材等の購入のほか、災害時の情報の入手のために指定避難所内に無料 Wi-Fi の整備を行いました。

- 地域の防災力向上のために防災士の会を設立しました。また、大規模災害時に効率的にボランティア活動が行われるように、災害ボランティアセンター連絡会の設立準備を進めています。
- 集落単位での福祉委員会の設置数は増えつつあります。民生委員・児童委員や福祉委員、認知症地域支援推進員等により地域の高齢者の見守り活動が行われていますが、子育て世帯への支援を含め、区・自治会組織や企業等の協力を得ながら、ボランティア人材の育成と活動への参加促進を図る必要があります。
- ひきこもりの方への支援として、各関係機関が連携し相談会やひきこもり支援連絡会を実施していますが、実態やニーズ等の把握が難しい状況です。
- 重層的支援体制整備に向け、相談支援包括化推進会議や重層的支援会議を設けていますが、コーディネート役を担う専門人材の育成が必要です。
- 日常生活支援事業として、社会福祉協議会にて日常の金銭管理の支援を行っていますが、制度の担い手である生活支援員が不足しています。

基本目標3 笑顔で集う、信頼と安心のまちづくり

- 重層的支援体制整備事業における移行準備事業として、各分野から相談体制の現状等について整理し、連携体制の強化を図っています。
- 子ども・子育てサポートセンターを児童の総合相談窓口として位置づけ妊娠期から子育て期までの相談を担っています。
- 民生委員・児童委員協議会において、地域の困りごとに対する相談や支援のあり方を検討するため、定期的な研修の場を設けています。
- 介護保険サービス、障がい福祉サービス事業所連絡会を定期的開催し、課題や情報共有等に努めています。
- 介護人材確保支援事業により、介護サービス事業所の職員定着を支援しています。
- 誰もが安心して通行できるように、美浜駅から生涯学習センターなびあす付近の空間の道路のバリアフリー化に取り組んでいます。
- 広報みはまやホームページ、防災アプリ等の活用や、ちらし・情報誌等の作成により町の情報発信に努めていますが、多様な媒体を活用したわかりやすい情報提供が求められています。
- 手話通訳や要約筆記者の派遣事業については利用者が少なく、制度の周知を図ることが必要です。
- 地区公民館との連携により介護予防や健康づくりに資する地域の場づくりを進めていますが、さらに多様なつながりの場づくりを促す取組が必要です。

第2節 統計データからみる現状

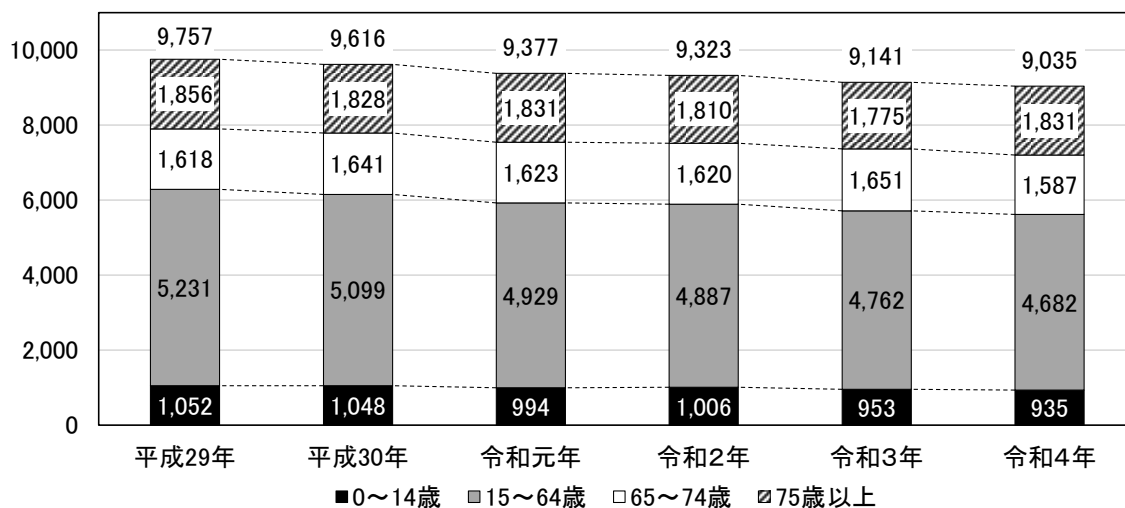
(1) 人口・世帯の状況

① 人口

総人口は令和4年で9,000人程度と平成29年と比べ7%程度の減少となっており、特に0～14歳、15～64歳の減少幅が大きくなっています。また、75歳以上の人口割合は国や福井県と比べ高い水準で推移しています。将来推計でもこうした傾向は続くものと予測され、地域において支援を必要とする人の割合が上昇する中で、65歳以上の元気な高齢者の活躍推進も含めて住民みんなで支え合うことが必要になると考えられます。

■年齢4区分別人口の推移

(人)



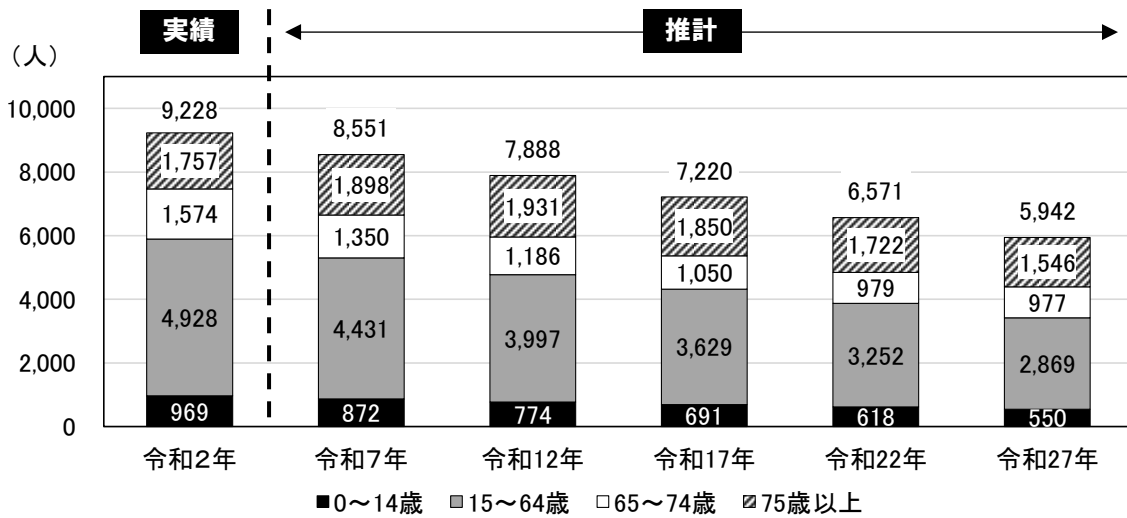
■年齢4区分別人口割合の推移 (国、福井県との比較)

	年齢区分	単位	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
			美浜町	0～14歳	(人) 1,052	1,048	994	1,006
		(%) 10.8	10.9	10.6	10.8	10.4	10.3	
	15～64歳	(人) 5,231	5,099	4,929	4,887	4,762	4,682	
		(%) 53.6	53.0	52.6	52.4	52.1	51.8	
	65歳以上	(人) 3,474	3,469	3,454	3,430	3,426	3,418	
		(%) 35.6	36.1	36.8	36.8	37.5	37.8	
	75歳以上	(人) 1,856	1,828	1,831	1,810	1,775	1,831	
		(%) 19.0	19.0	19.5	19.4	19.4	20.3	
福井県	0～14歳	(%) 13.0	12.8	12.6	12.6	12.5	-	
	15～64歳	(%) 57.2	57.0	56.0	56.4	56.4	-	
	65歳以上	(%) 29.8	30.2	30.2	31.0	31.1	-	
	75歳以上	(%) 14.2	14.7	15.0	15.2	15.1	-	
全国	0～14歳	(%) 12.3	12.2	12.1	12.1	11.8	-	
	15～64歳	(%) 60.0	59.7	59.5	59.2	59.4	-	
	65歳以上	(%) 27.7	28.1	28.4	28.7	28.9	-	
	75歳以上	(%) 13.3	14.2	14.7	14.9	14.9	-	

※合計には年齢不詳を含むため、割合の内訳と合計は一致しないことがあります。

資料：住民基本台帳(10月1日時点)

■ 年齢4区分別人口の将来推計

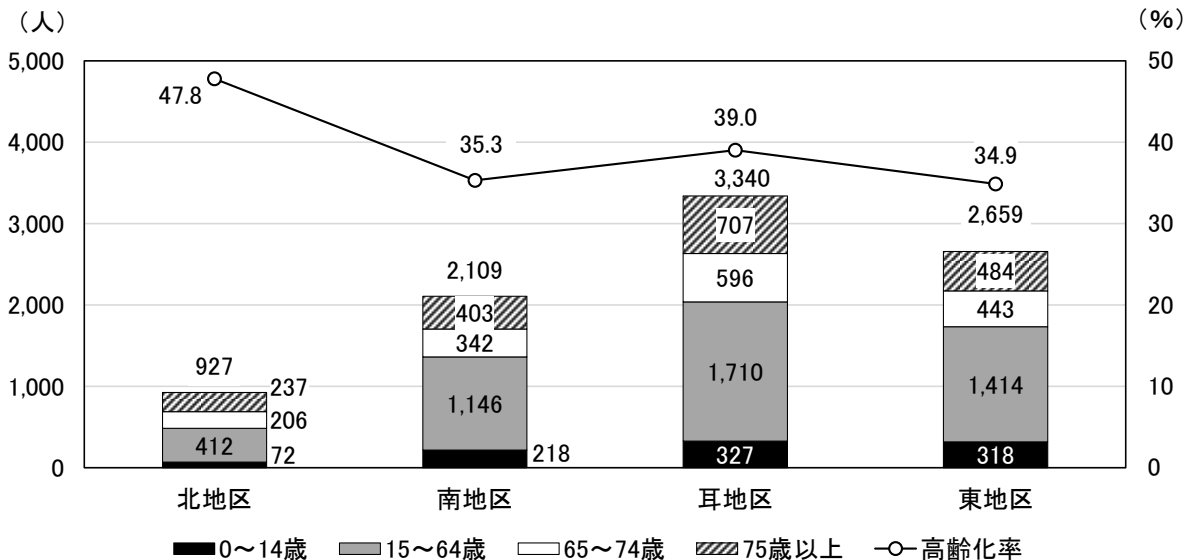


※国勢調査を基準とした推計であるため、令和2年の数値は12ページのグラフと異なります。
資料: 国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』

② 地区別人口

地区別人口では、耳地区が3,340人と最も多く、次いで東地区の人口が2,659人となっています。また、最も人口が少ない北地区では高齢化率が47.8%と半数近くが高齢者となっています。町内でも地区ごとに人口構造が異なっており、それぞれの状況に応じた対策が必要です。

■ 地区別人口、高齢化率



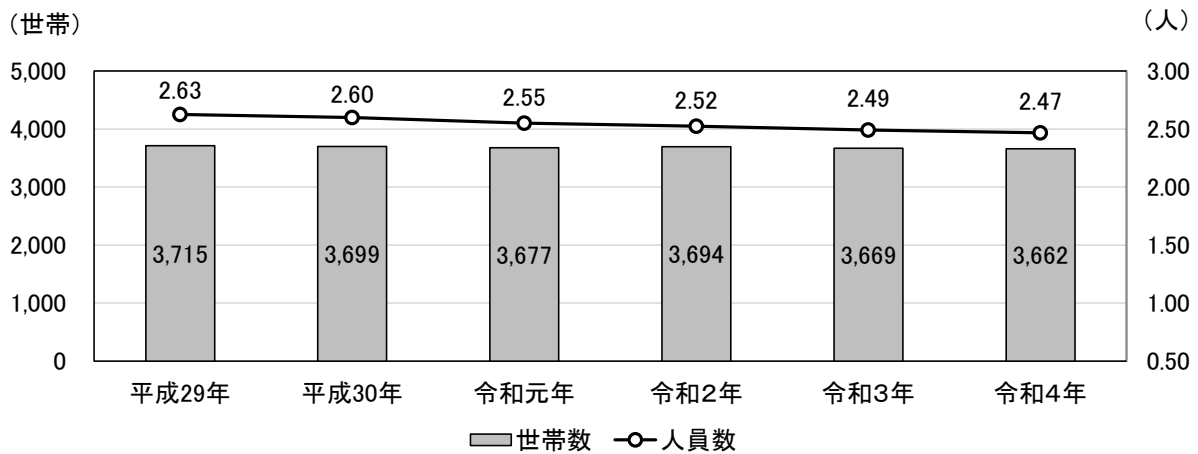
資料: 住民基本台帳(令和4年10月1日時点)

③ 世帯

世帯数は横ばいで推移しているものの、1世帯あたり人員数は平成29年以降減少傾向にあります。

独居世帯や高齢者のみの世帯など、支援や見守りを必要とする世帯の割合が高まっている可能性があり、地域における支え合いの強化が必要です。

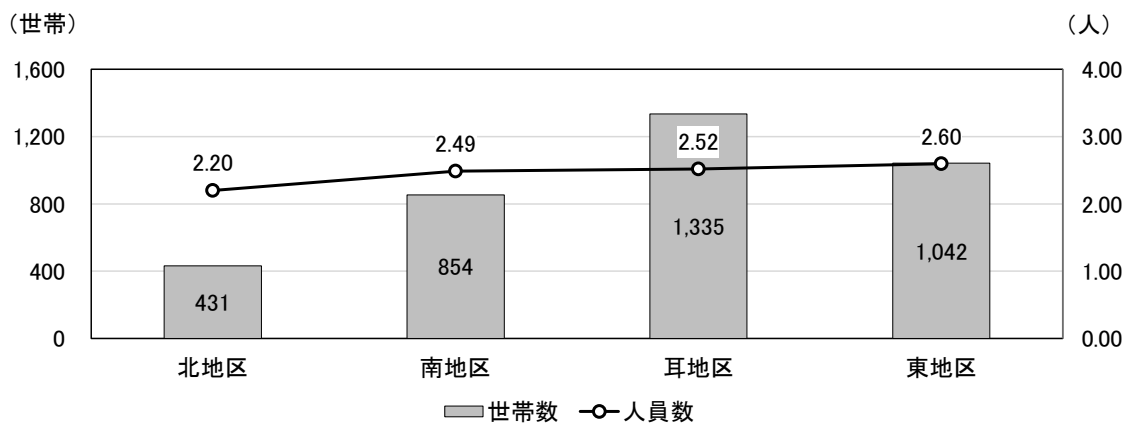
■世帯数、1世帯あたり人員数の推移



資料:美浜町資料(10月1日現在)

地区別世帯数は、耳地区が1,335世帯と最も多く、1世帯あたり人員数は耳地区、南地区、東地区で大きな差が見られない一方で、世帯数が最も少ない北地区では1世帯あたり人員数も少なくなっています。

■地区別世帯数、1世帯あたり人員数

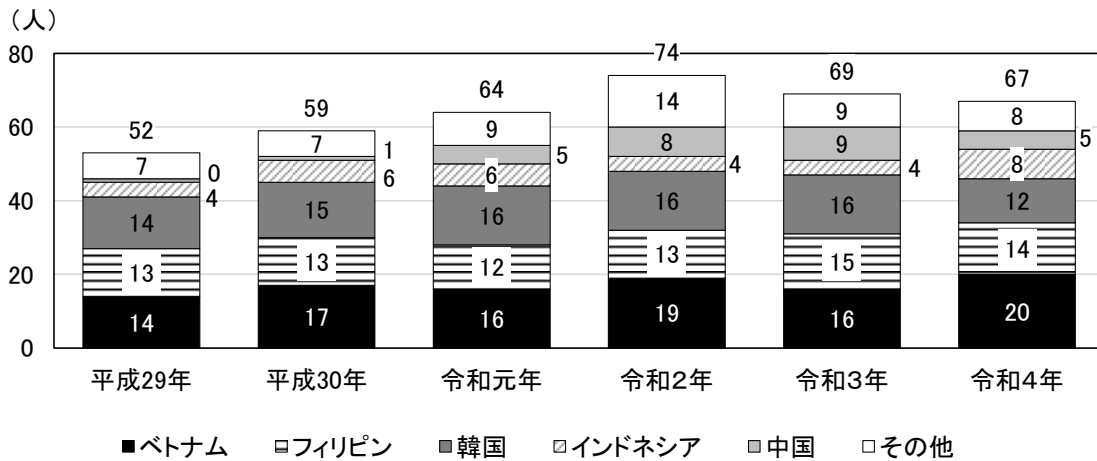


資料:美浜町資料(令和4年10月1日現在)

④ 外国人住民の状況

外国人住民数は令和2年まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を含むため、令和3年からは減少に転じています。総人口に占める割合では国、福井県と比べ低い水準で推移していますが、人口減少が進む中で外国人住民の割合が高まることも予想されるため、地域における多文化共生のあり方の検討が必要です。

■ 国籍別外国人住民数の推移



		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
美浜町	人口	9,757	9,616	9,377	9,323	9,141	9,035
	外国人人口	52	59	64	74	69	67
	割合	0.53	0.61	0.68	0.79	0.75	0.74
福井県	人口	778,329	773,731	767,742	762,679	760,209	-
	外国人人口	13,426	14,650	15,235	15,713	15,284	-
	割合	1.72	1.89	1.98	2.06	2.01	-
全国	人口	126,918,546	126,748,506	126,555,078	126,146,099	125,502,290	-
	外国人人口	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	-
	割合	2.02	2.15	2.32	2.29	2.20	-

資料：住民基本台帳(10月1日現在)

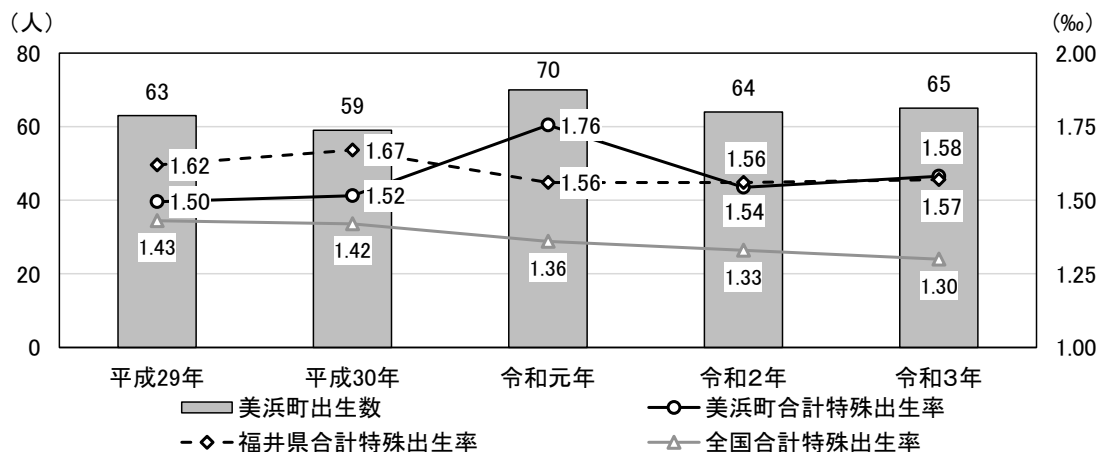


(2) 出生・死亡の状況

① 出生

出生数は60人～70人程度で推移しており、令和3年の出生数は65人となっています。一方で、合計特殊出生率¹は平成29年以降、国よりも高い水準で推移していますが、若い世代の人口が減少しており、若者層の人口流出抑制や子育て世帯が安心して暮らせるための取組が必要です。

■ 出生数・出生率の推移

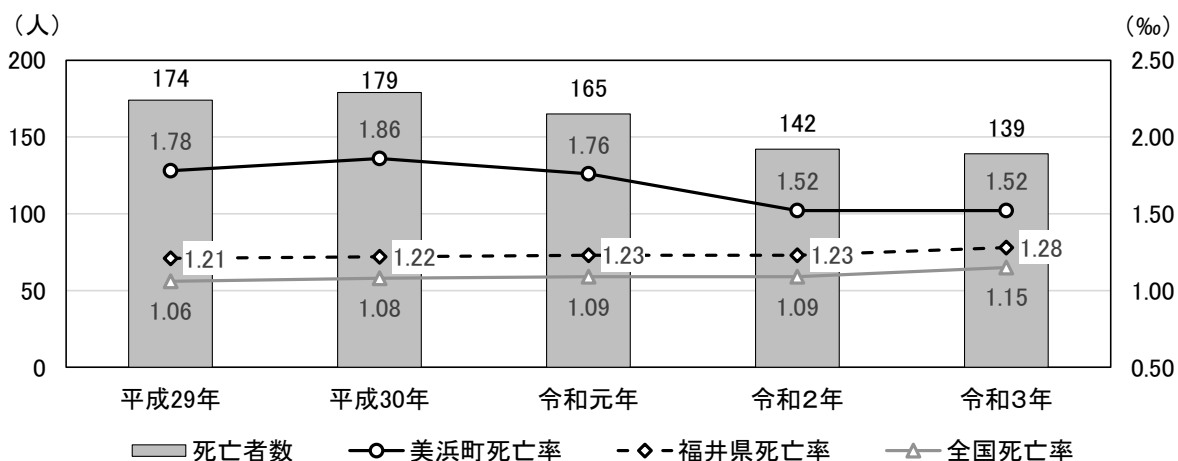


資料: 住民基本台帳(1月1日現在)

② 死亡

死亡者数は平成30年まで増加傾向にありましたが、令和元年からは減少に転じており、令和3年は139人となっています。総人口に占める死亡者の割合(人口千人当たり)では、国、福井県よりも高い水準で推移していますが、平成30年以降低下傾向にあります。

■ 死亡者数の推移



※「死亡率」は人口千人当たりの死亡者数。

資料: 総務省資料

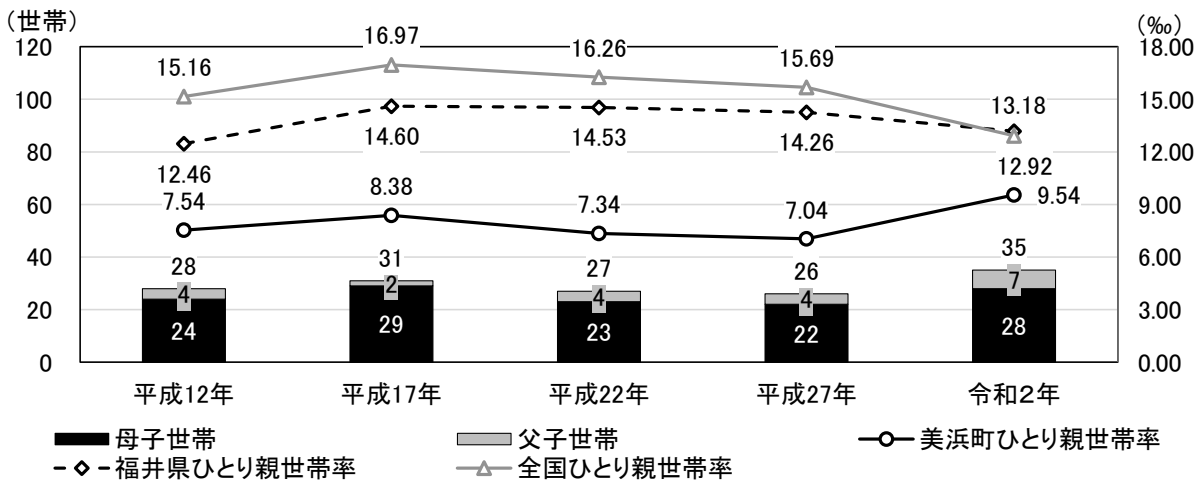
¹ 合計特殊出生率: 15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数

(3) 子ども・子育てに関する状況

① ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）

母子世帯数は、平成17年以降減少傾向にありましたが、令和2年には28世帯となっています。また父子世帯数は、平成27年まで横ばい推移していましたが、令和2年には7世帯と最も多くなっています。ひとり親世帯の割合（千世帯当たり）では、国、福井県よりも低くなっています。ひとり親世帯が孤立することがないよう、周囲の人が関心を持ち、関わりが生まれるような地域づくりが必要です。

■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数の推移

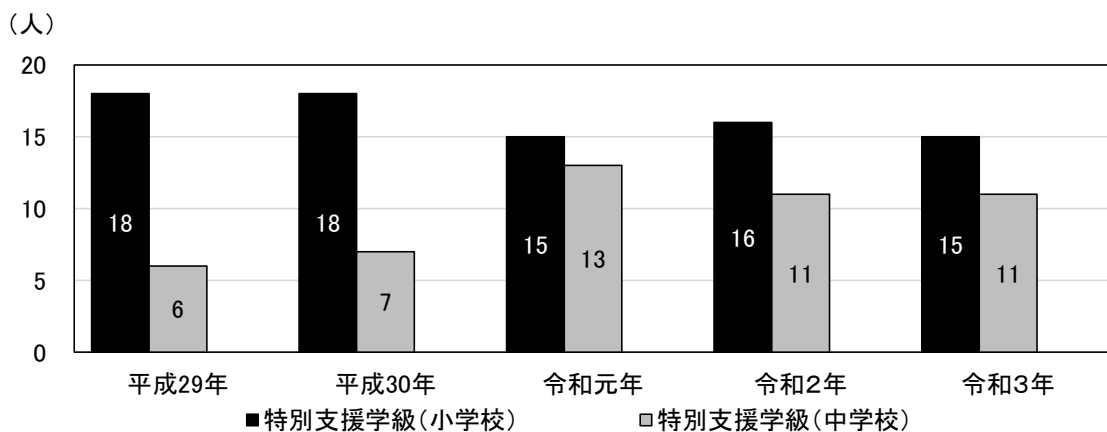


※「ひとり親世帯率」は千世帯当たりのひとり親世帯数。
資料：国勢調査

② 特別支援教育等を利用する児童・生徒数の状況

特別支援学級²の児童・生徒数は、小学校で減少傾向になっており、中学校との総数はおおむね横ばいとなっており、卒業後の進路等も含めて、適切な支援が必要です。

■特別支援教育等を利用する児童・生徒数の推移



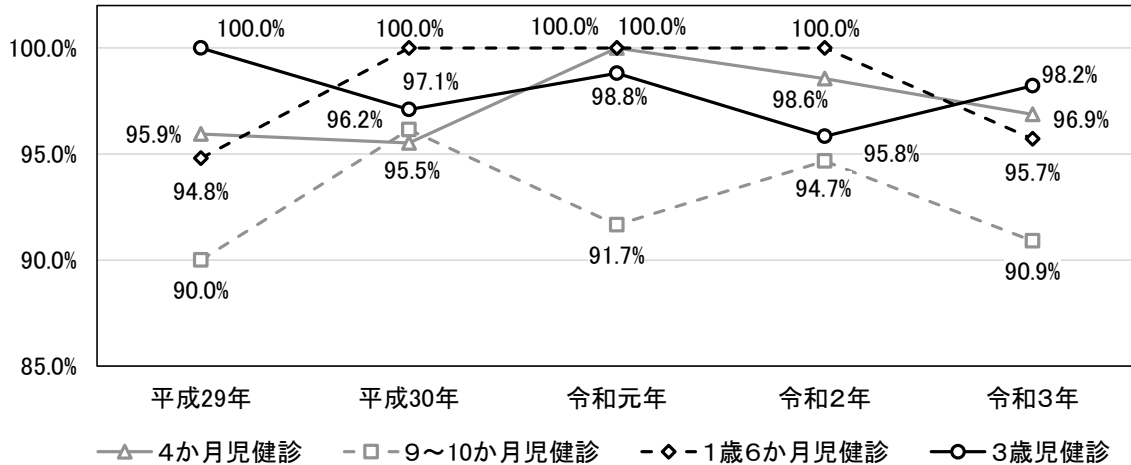
資料：美浜町教育委員会事務局資料

² 特別支援学級：小・中学校に設置されている障がいのある児童・生徒を対象とした少人数の学級

③ 乳幼児健診の受診状況

乳幼児健診の受診率は、1歳6か月児健診で平成30年から令和2年まで100.0%となっていました。令和3年では95.7%となっています。令和3年では9～10か月児健診で低く90.9%となっています。いずれも全国平均を上回っていますが、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見、早期対応が可能となるよう、100.0%の受診率を目指していく必要があります。

■乳幼児健診の受診率の推移



		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
美浜町	4か月児健診	95.9%	95.5%	100.0%	98.6%	96.9%
	9～10か月児健診	90.0%	96.2%	91.7%	94.7%	90.9%
	1歳6か月児健診	94.8%	100.0%	100.0%	100.0%	95.7%
	3歳児健診	100.0%	97.1%	98.8%	95.8%	98.2%
全国	3～5か月児健診	95.5%	95.8%	95.4%	94.0%	-
	9～12か月児健診	84.2%	84.5%	85.7%	84.3%	-
	1歳6か月児健診	96.2%	96.5%	95.7%	95.2%	-
	3歳児健診	95.2%	95.9%	94.6%	94.5%	-

資料:美浜町資料

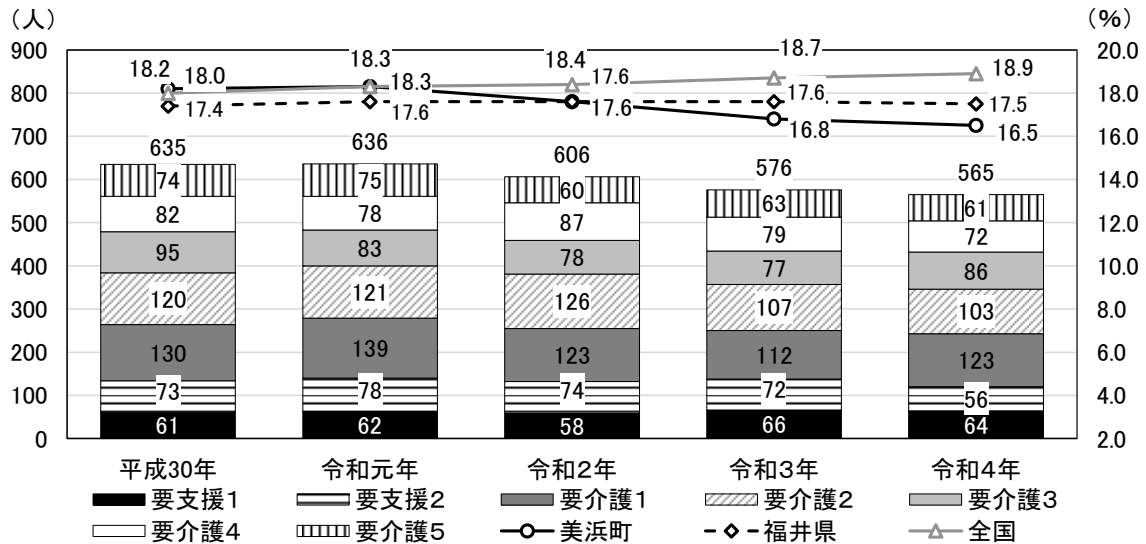


(4) 高齢者・障がい者に関する状況

① 要支援・要介護認定者

介護認定率は国とほぼ同水準で推移していましたが、令和2年以降はやや下回る水準となっています。さらなる分析の上に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための取組を進める必要があります。

■要支援・要介護認定者数の推移

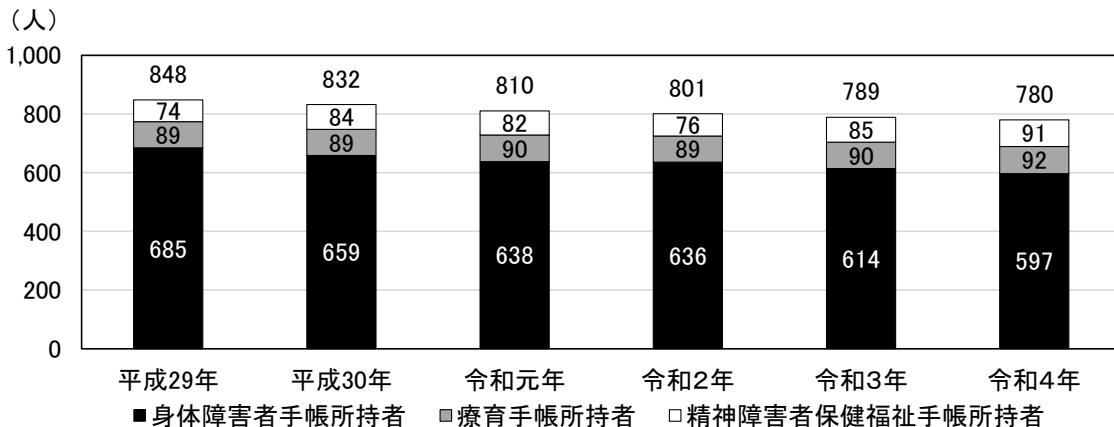


資料:地域包括支援見える化システム(3月末現在)

② 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は平成29年以降緩やかに減少しており、令和4年には600人を下回りました。一方で療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいで推移しており、支援を必要とする人の適切なサービス利用等につながるよう、周知啓発が必要です。

■障害者手帳所持者数の推移

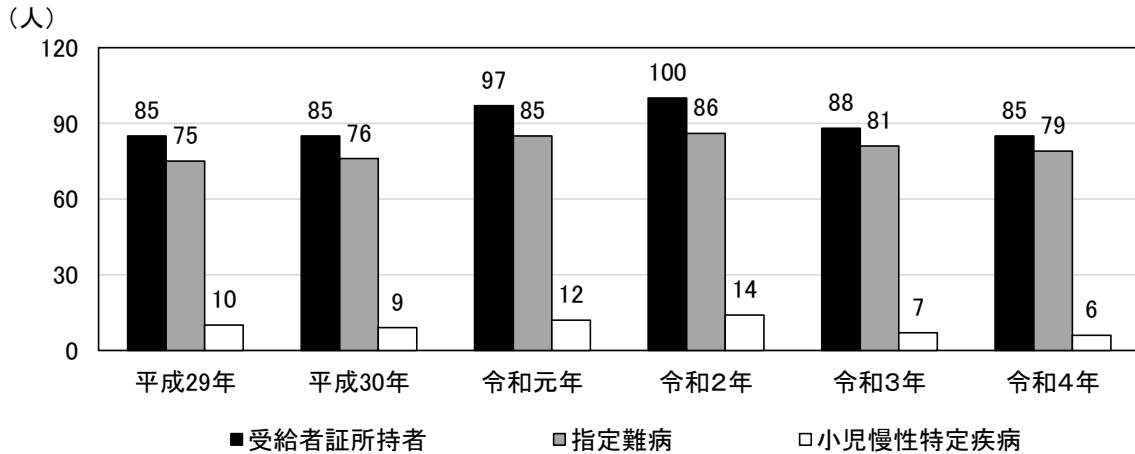


資料:福井県障がい福祉課統計(4月1日現在)

③ 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療³受給者証所持者数は令和2年が最も多く、その後減少傾向となっています。

■ 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の推移

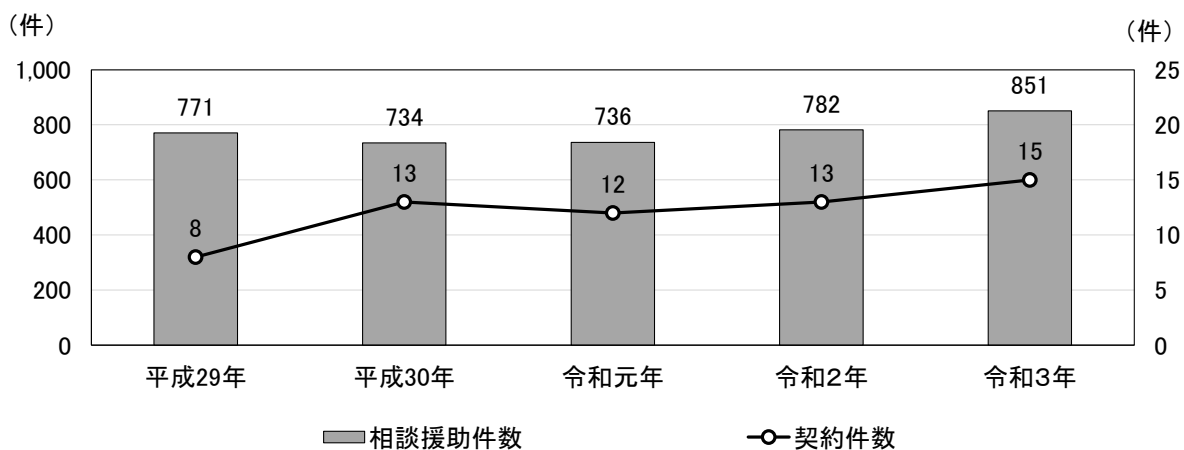


資料：二州健康福祉センター統計（各年度3月31日時点）
 （令和4年度は指定難病10月1日時点、小児慢性特定疾病9月1日時点）

④ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

地域福祉権利擁護事業⁴の相談援助件数は平成30年以降増加傾向にあり、契約件数も緩やかに増加しています。地域において支援を必要とする人が適切な福祉サービスの利用ができるよう、さらなる制度の周知が必要です。

■ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用状況の推移



資料：美浜町資料

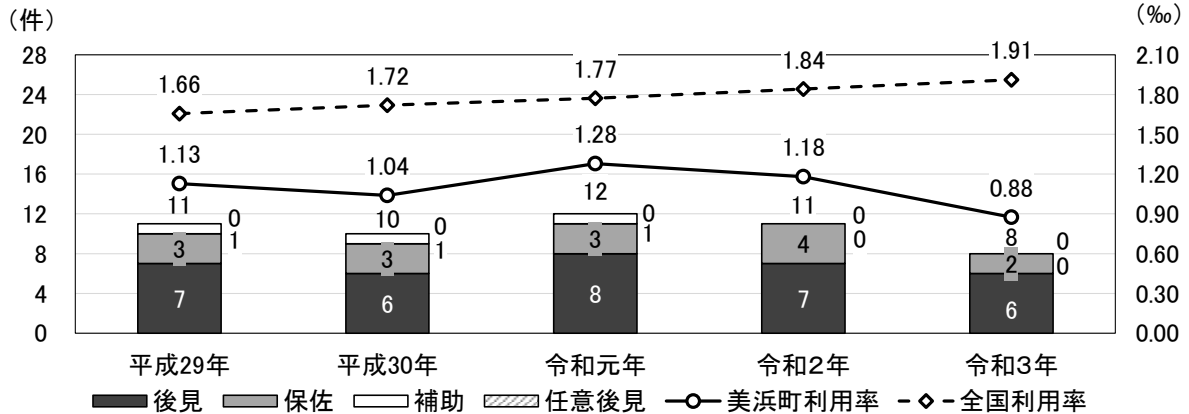
³ 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病：原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ない患者。これらの疾患は医療費が高額になるため、患者や家族の方の負担を軽減するため、医療保険の自己負担分を取得に応じて給付している。

⁴ 地域福祉権利擁護事業：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない方を対象に、利用者との契約に基づき地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等を行う事業。

⑤ 成年後見制度利用件数

成年後見制度⁵利用件数は10件程度で推移しており、利用率（人口千人当たり）は国と比べやや低い水準となっています。地域において支援を必要とする人の権利擁護につながるよう、さらなる制度の周知に加え、支援が必要となる方の早期発見、支援の仕組みづくりが必要です。

■ 成年後見制度利用件数(類型別)の推移



※利用率は人口千人当たりの数字。

資料:美浜町資料(各年12月31日現在)



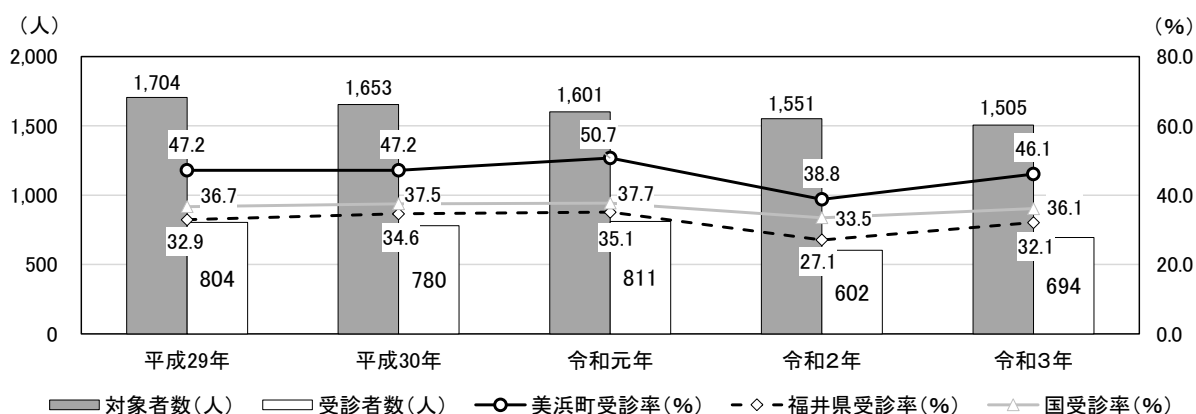
⁵ 成年後見制度：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない方の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法廷後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があり、「法廷後見」は判断能力の程度に応じて、「後見（判断能力を欠くのが通常の状態）」「保佐（著しく不十分）」「補助（不十分）」がある。

(5) 健康づくりに関する状況

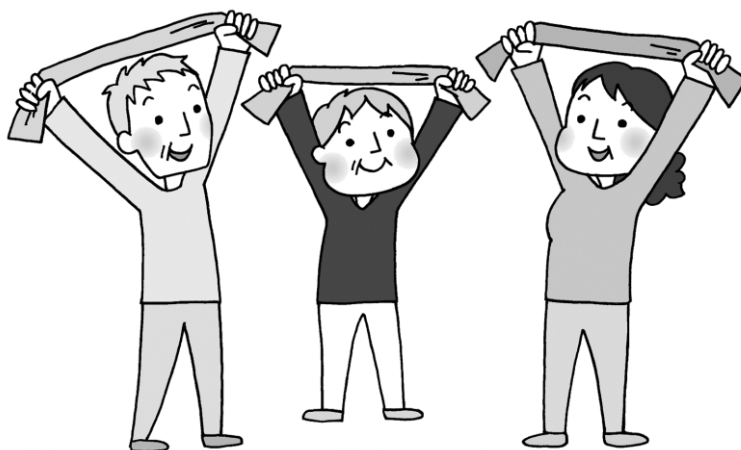
① 特定健診の受診状況

特定健診受診対象者数や受診者数は減少しています。受診率は国や福井県と比較し、高い水準で推移していますが、令和2年に38.8%と最も低く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により受診控えが顕著となっています。健康管理のため、引き続き健診受診が重要です。

■ 特定健診の受診状況の推移



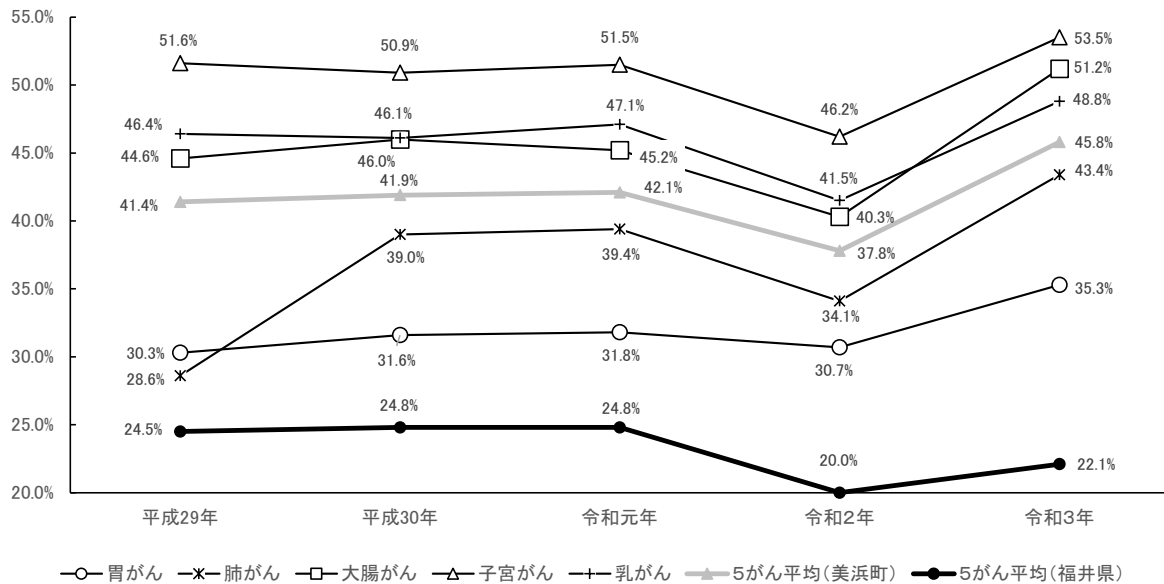
資料：法定報告「特定健診・保健指導実施報告」(国民健康保険被保険者)



② がん検診の実施状況

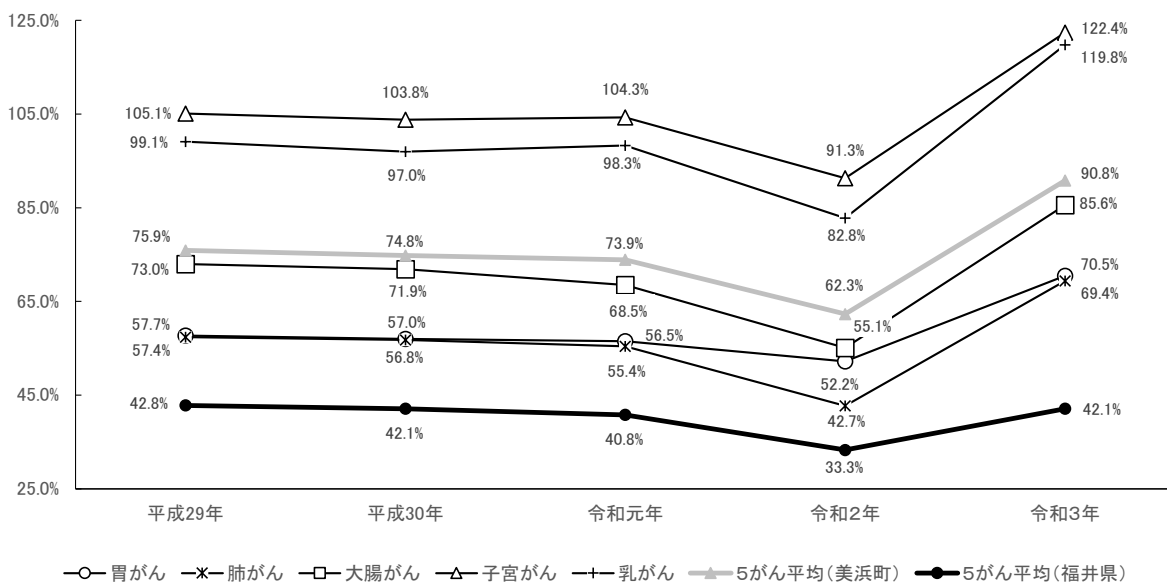
がん検診の受診率は、緩やかに増加していたところ、新型コロナウイルス感染症による受診控えも影響し令和2年に大きく減少しました。しかし、令和3年には増加に転じ、県内でも高い受診率となっています。健康寿命の延伸のためには、さらに多くの方が受診することが必要です。

■がん検診受診率(全年齢)の推移



資料: 福井県保健予防課「市町が実施するがん検診の実施状況 全年齢(福井県)」

■がん検診受診率(70歳未満)の推移



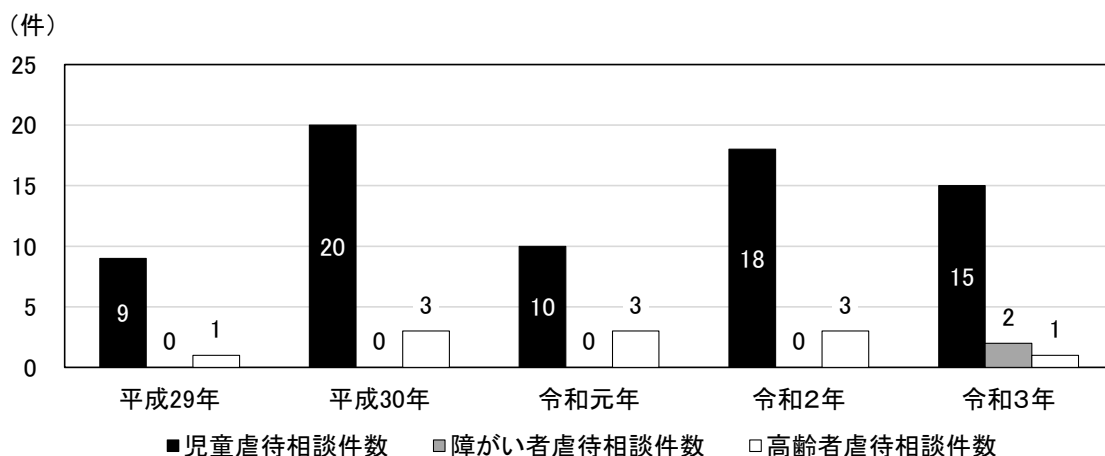
資料: 福井県保健予防課「市町が実施するがん検診の実施状況 70歳未満(福井県)」

(6) 困難を抱える人の状況

① 虐待相談件数

児童虐待相談件数は、平成30年で20件と最も多く、障がい者虐待、高齢者虐待相談件数は各年数件で推移しています。虐待防止とともに、相談や通報などによる早期発見・早期対応につながるよう啓発が必要です。

■各虐待相談件数の推移

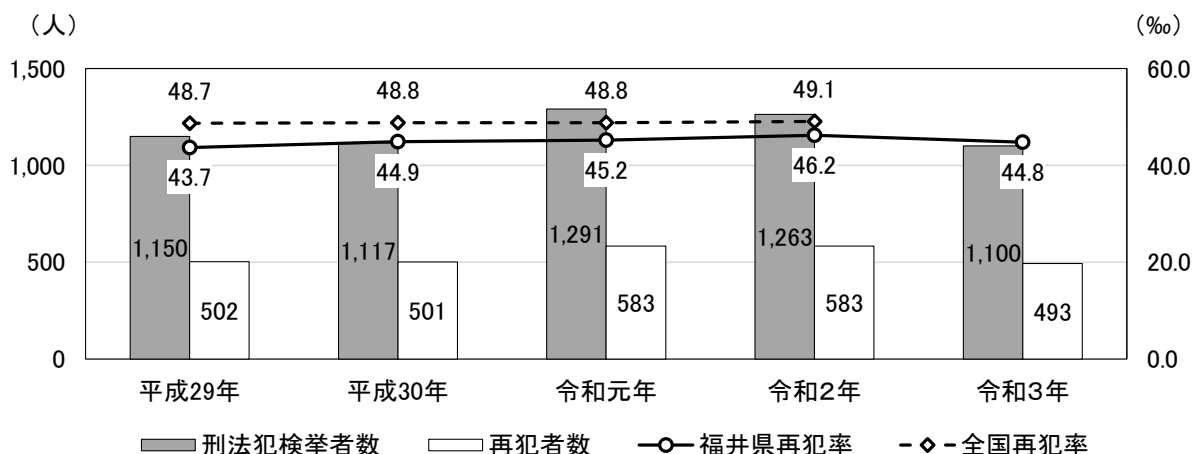


資料:美浜町資料

② 刑法犯検挙者数及び再犯者数

福井県の刑法犯検挙者数は令和元年をピークに減少傾向にあります。再犯者数は横ばいで推移しており、全国の再犯者率は上昇傾向にあるものの、福井県では令和3年に44.8%と減少に転じていますが、4割を超えており、再犯につながることはないよう、地域における理解や支援が必要です。

■刑法犯検挙者数及び再犯者数の推移(福井県)

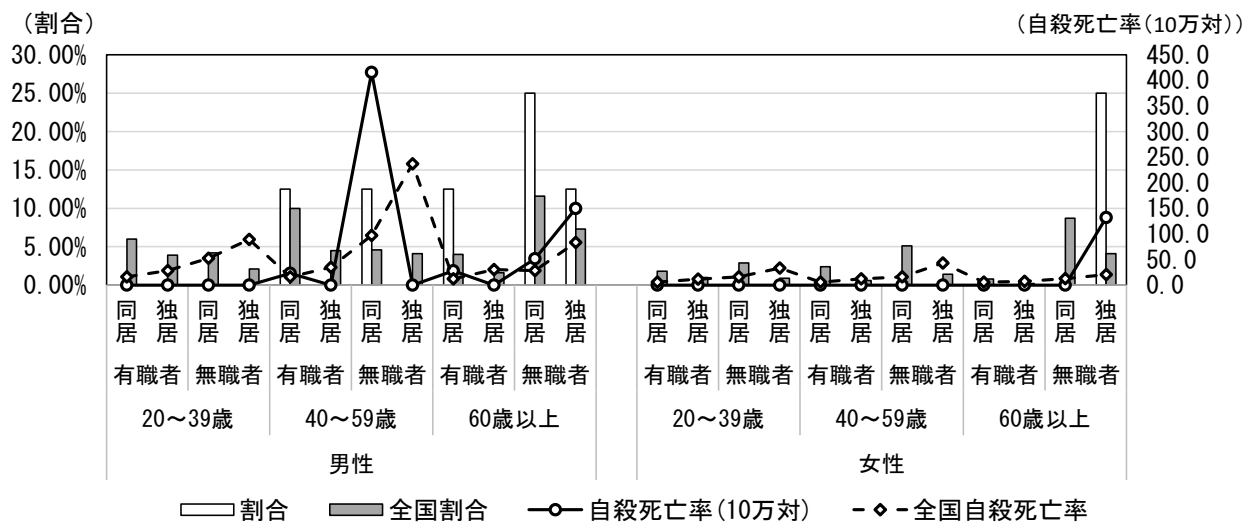


資料:法務省資料

③ 自殺に関する状況

美浜町の自殺の状況をみると、男女ともに60歳以上の死亡率が国と比べて高くなっています。自殺による死亡者数は年間1～3人程度で推移しており、自殺死亡者0人を目指し、自殺に追い込まれることがないように、相談など適切な支援が必要です。

■地域の自殺の概要



※(2017～2021年合計)[公表可能]<特別集計(自殺日・住居地)>

資料:地域自殺実態プロフィール 2022

※折れ線グラフは、全死亡者数に対する自殺者の割合です。

■自殺者数及び自殺死亡率の推移 (2017～2021年)

	2017	2018	2019	2020	2021	合計	平均
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺者数	2	3	1	1	1	8	1.6
自殺統計(自殺日・住居地) 自殺死亡率	20.3	30.9	10.4	10.7	10.8	-	16.7
人口動態統計 自殺者数	2	2	1	1	1	7	1.4

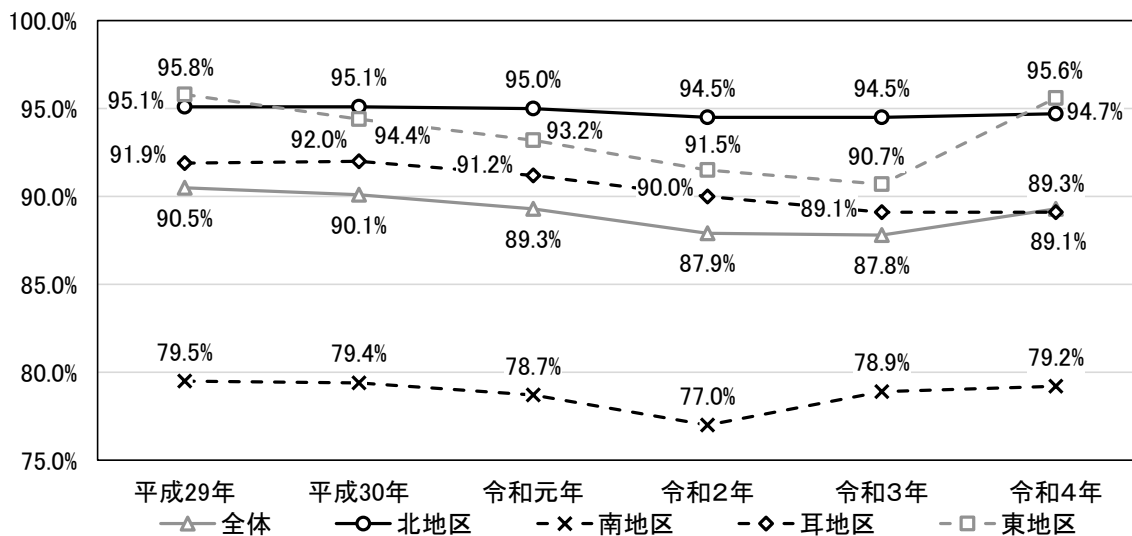
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び厚生労働省「人口動態調査」保管統計表 都道府県編

(7) 地域の状況

① 自治会

自治会加入率は全体で9割前後で推移していますが、南地区では8割を下回っています。これはアパート等の増加が影響していると考えられます。全国と比較すると加入率は高くなっていますが、地域コミュニティの基本的な組織として、加入促進が必要です。

■地区別自治会加入率の推移



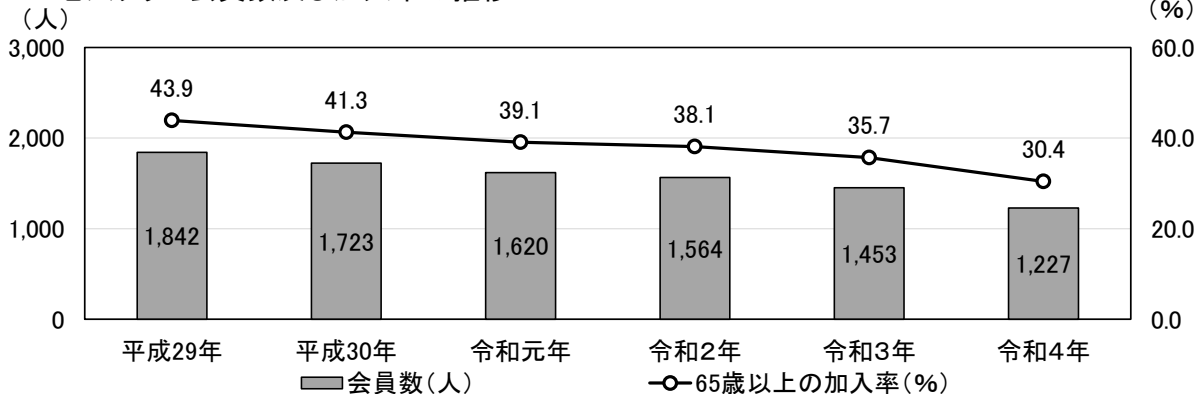
加入率	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
美浜町	90.5%	90.1%	89.3%	87.9%	87.8%	89.3%
全国	74.0%	73.3%	72.4%	71.7%	-	-

資料:美浜町資料

② 老人クラブ

老人クラブの会員数は減少傾向にあり、令和4年には 1,227 人となっています。また、65 歳以上の加入率も低下し続けていますが、地域コミュニティの基本的な組織として、加入促進が必要です。

■老人クラブ会員数及び加入率の推移



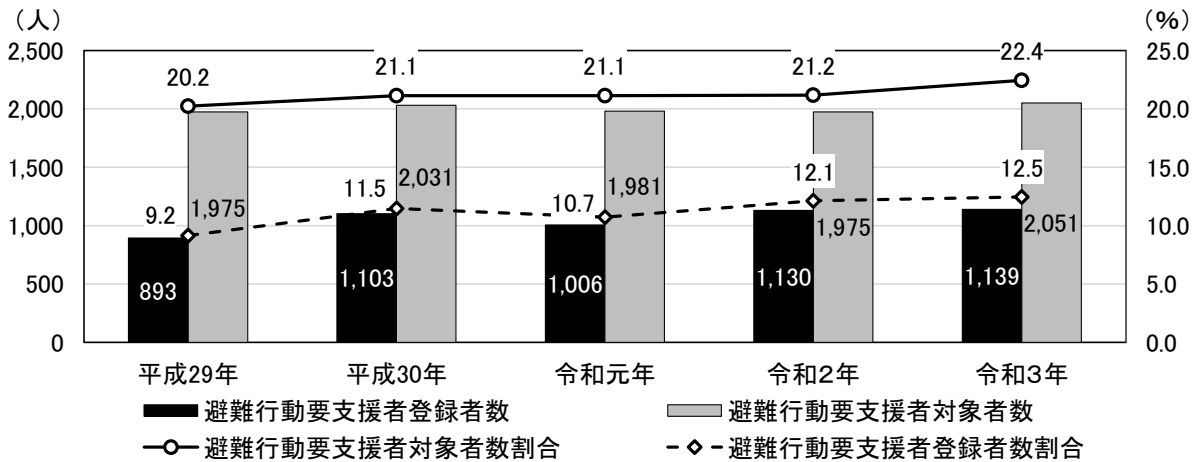
※60歳からの加入クラブ(気山、坂尻(令和4年脱退)、佐田)

資料:美浜町老人クラブ連合会資料

③ 避難行動要支援者

避難行動要支援者⁶登録者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和3年では、1,139人となっています。災害発生時に備え、さらなる登録促進と個別避難計画の策定を進める必要があります。

■ 避難行動要支援者登録者の推移

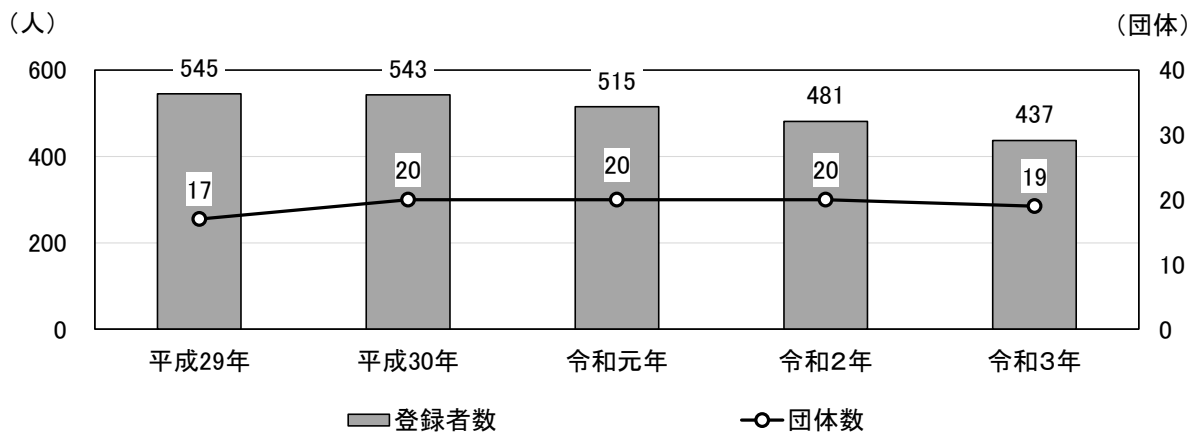


資料:美浜町資料(2月1日現在)

④ ボランティアセンター登録者

ボランティアセンター登録者は平成29年以降減少が続いています。団体数は横ばいで推移しています。地域における支え合いの一つとしてボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターの周知が必要です。

■ ボランティアセンター登録者の推移



資料:美浜町資料

⁶ 避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち災害が発生、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの。

第3節 アンケート結果からみる現状

(1) 各種アンケート調査

本計画の策定にあたり、住民や町内で活動している団体、事業所の皆様の地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言をお伺いし、「美浜町地域福祉計画（第3次）」の策定に向けた基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

① 住民アンケート調査の概要

調査対象者	美浜町在住の18歳以上の方1,000人
調査期間	令和4年11月4日（金）～11月18日（金）
抽出方法	地区、性別、年代別を考慮した層化無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	回収数：467件／1,000件 回収率：46.7%

■年代別抽出数(令和4年10月1日現在年齢)

年齢	抽出数	回答数	回収率
18歳・19歳	40	13	32.5%
20歳代	120	34	28.3%
30歳代	140	50	35.7%
40歳代	140	62	44.3%
50歳代	140	68	48.6%
60歳代	140	81	57.9%
70歳代	140	89	63.6%
80歳代	140	67	47.9%

② 団体アンケート調査の概要

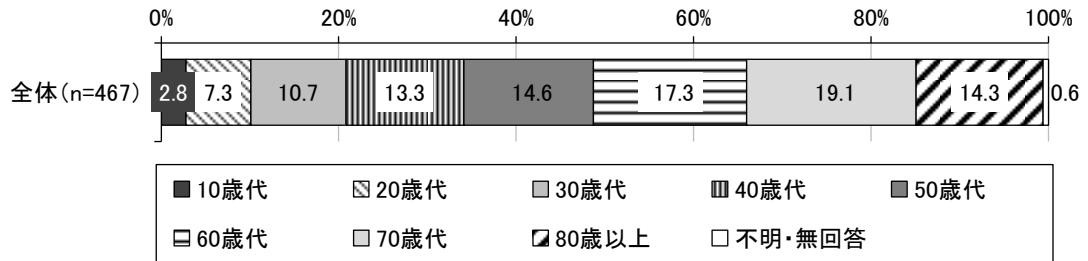
調査対象	美浜町内の福祉に関する活動団体、事業所等
調査期間	令和4年12月
調査方法	メール等による配布・回収
回収結果	10団体

(2) 住民アンケート調査結果の概要

① あなた自身について

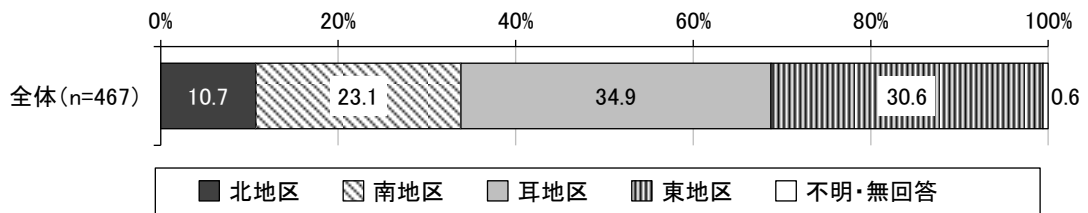
■現在の年齢をお答えください。(1つに〇)

回答者の年齢については、「70歳代」が19.1%と最も高く、次いで「60歳代」が17.3%となっています。



■お住まいの地域をお答えください。(1つに〇)

回答者のお住まいの地域は、「耳地区」が34.9%と最も高く、次いで「東地区」30.6%となっています。

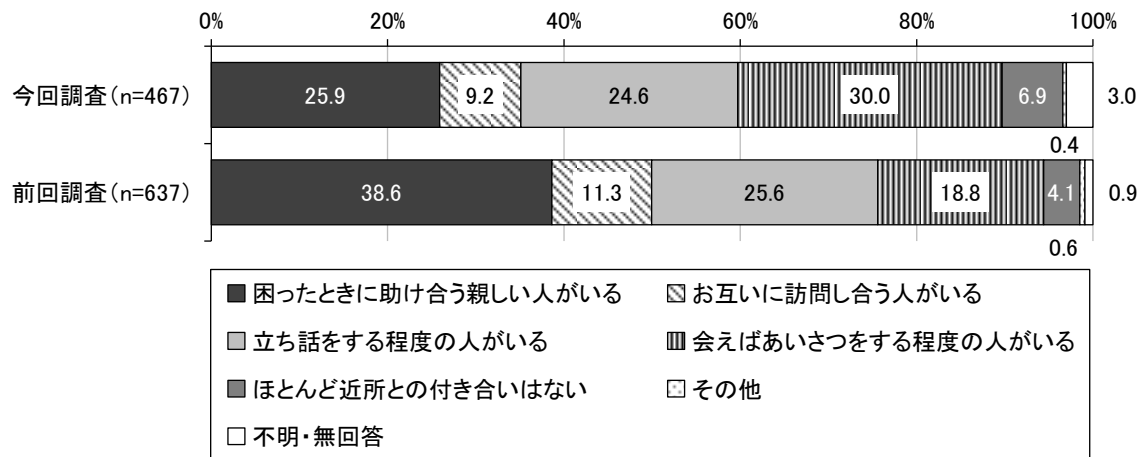


② ご近所との付き合いや地域活動などについて

■隣近所との関係は次のどれに最も近いですか。(1つに〇)

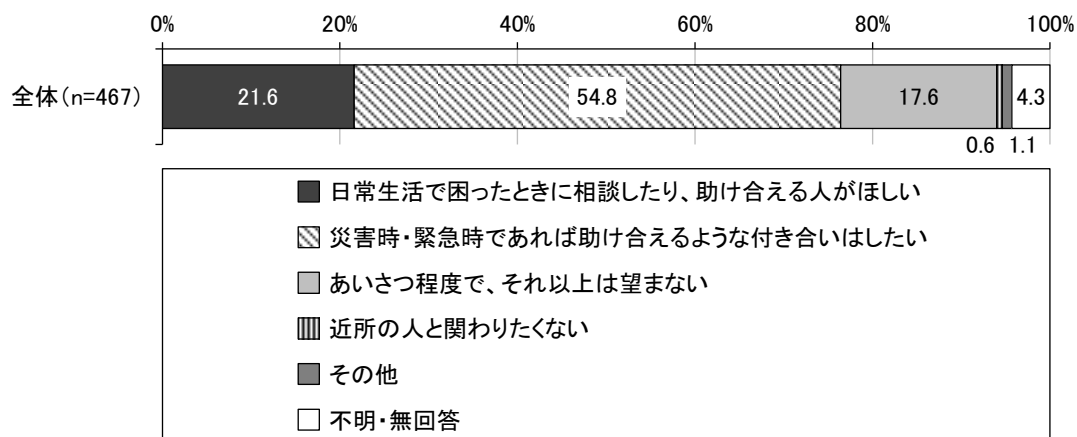
隣近所との付き合いでは「会えばあいさつをする程度の人がいる」が30.0%と最も高く、次いで「困ったときに助け合う親しい人がある」が25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「会えばあいさつをする程度の人がある」が11.2ポイント増加しており、「困ったときに助け合う親しい人がある」が12.7ポイント低下しています。



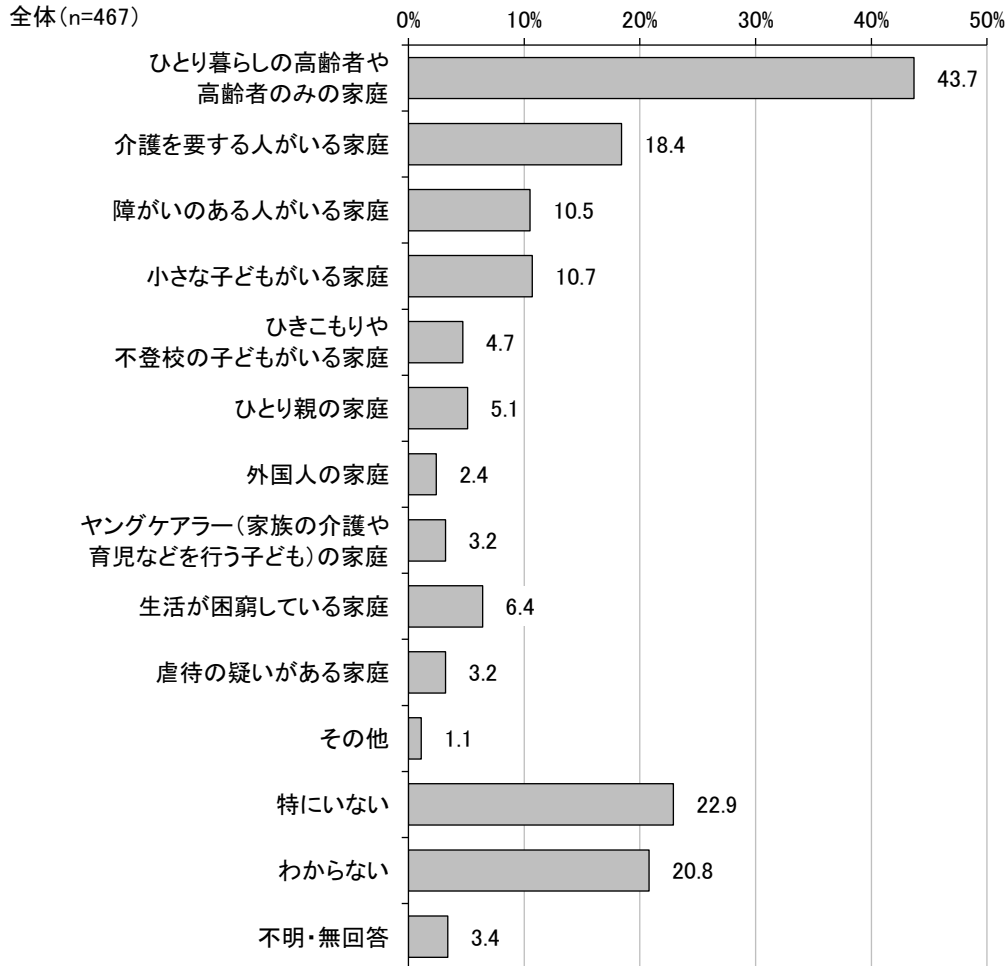
■あなたは今後、どの程度近所付き合いをしていきたいですか。(1つに〇)

近所付き合いの今後の意向については、「災害時・緊急時であれば助け合えるような付き合いはしたい」が54.8%と最も高く、次いで「日常生活で困ったときに相談したり、助け合える人がほしい」が21.6%となっています。



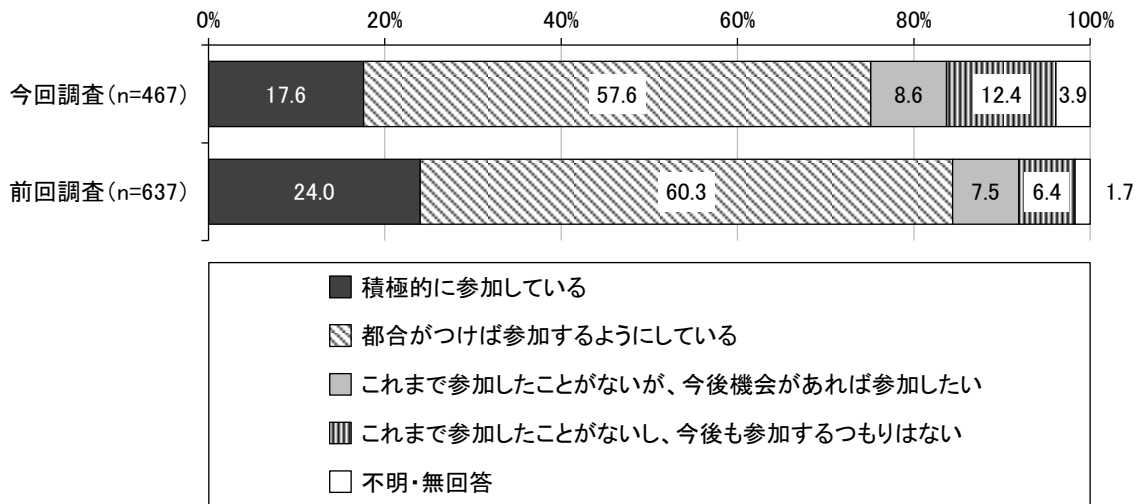
■近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭がありますか。(あてはまるものすべてに○)

近所の協力や支援の必要な家庭の有無については、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が43.7%と最も高く、次いで「特にいない」が22.9%、「わからない」が20.8%となっています。



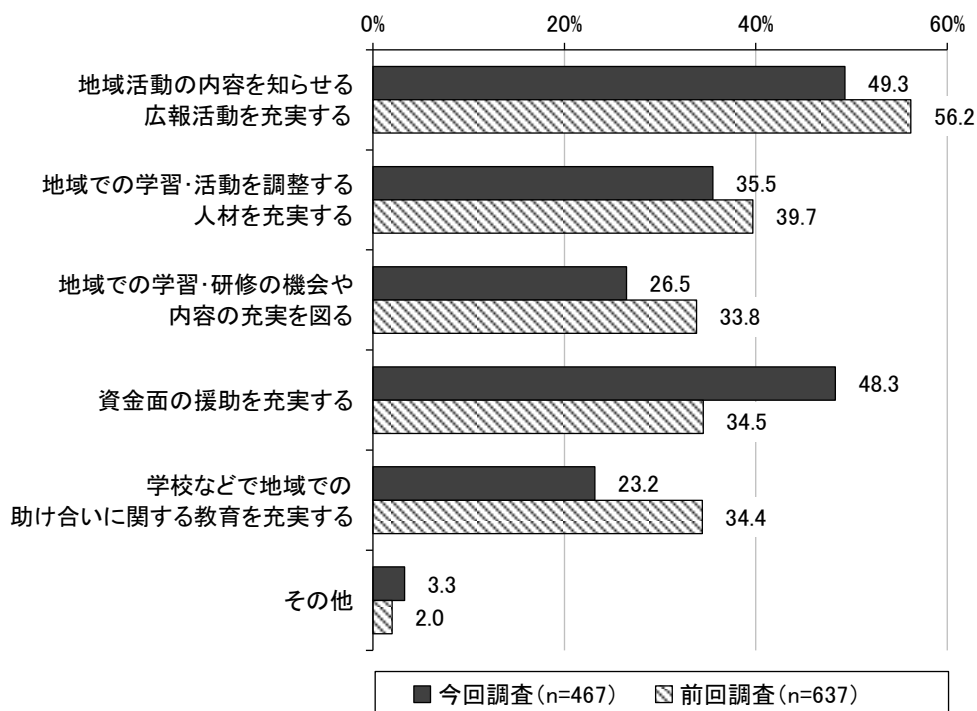
■ お住まいの地域で、区（自治会）などの行事や活動などに参加していますか。
（1つに○）

区（自治会）などの行事や活動の参加有無については、「都合がつけば参加するようにしている」が57.6%と最も高く、次いで「積極的に参加している」が17.6%となっています。前回調査と比較すると、「積極的に参加している」が6.4ポイント低下しています。



■ 地域での住民主体の活動を活発にするために、今後どのようなことが重要だと考えますか。（3つまでに○）

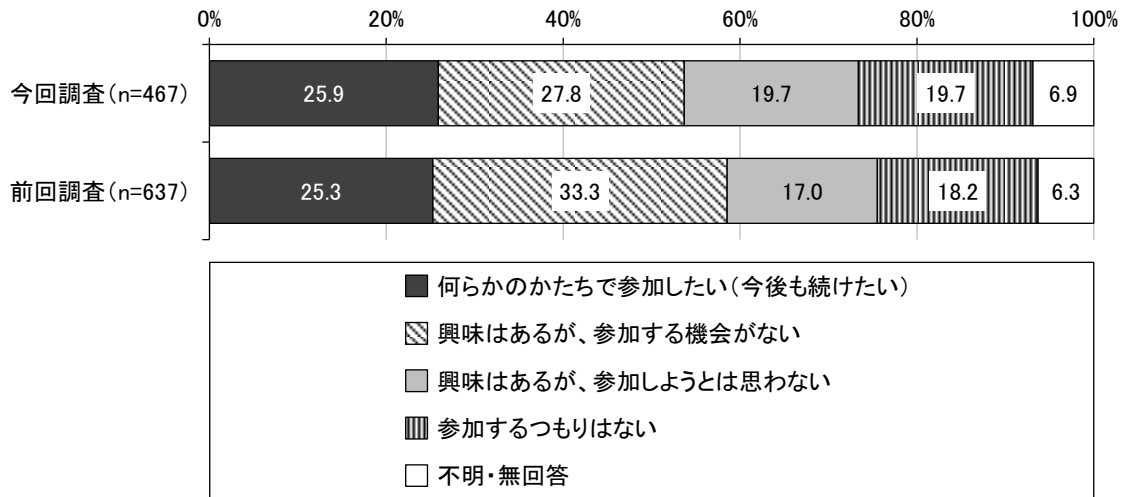
住民主体の活動の活発化については、「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」が49.3%と最も高く、次いで「資金面の援助を充実する」が48.3%となっています。前回調査と比較すると、「資金面の援助を充実する」が13.8ポイント増加しています。



③ ボランティア活動について

■ ボランティア活動に興味や参加の意向がありますか。(1つに○)

ボランティア活動への興味や参加意向については、「興味はあるが、参加する機会がない」が27.8%と最も高く、次いで「何らかのかたちで参加したい(今後も続けたい)」が25.9%となっています。前回調査との大きな変化は見られません。

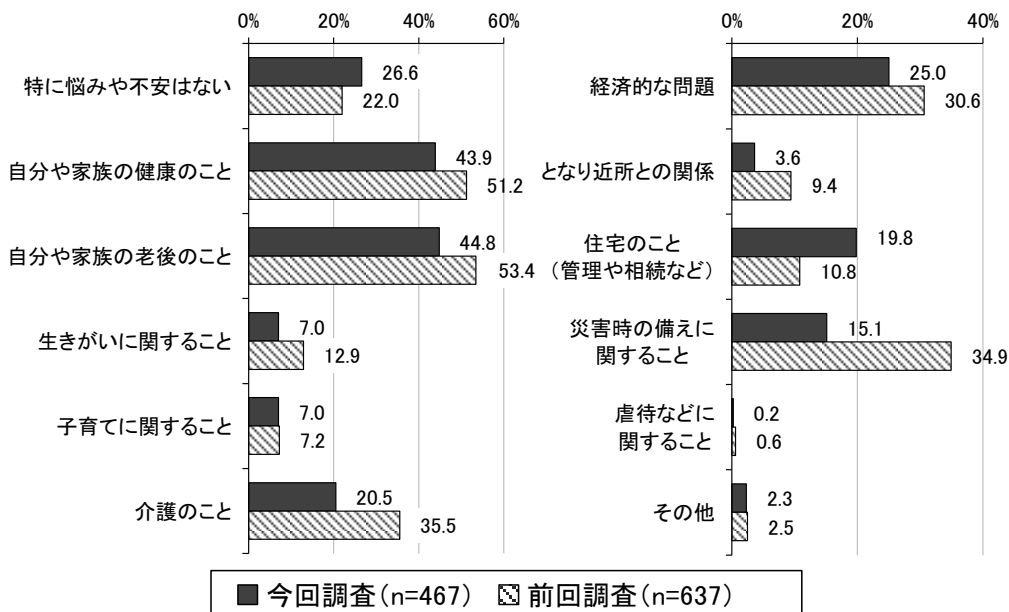


④ 悩みや不安などについて

■ 日々の生活で悩みや不安を感じていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活の中での悩みや不安については、「自分や家族の老後のこと」が44.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が43.9%となっています。

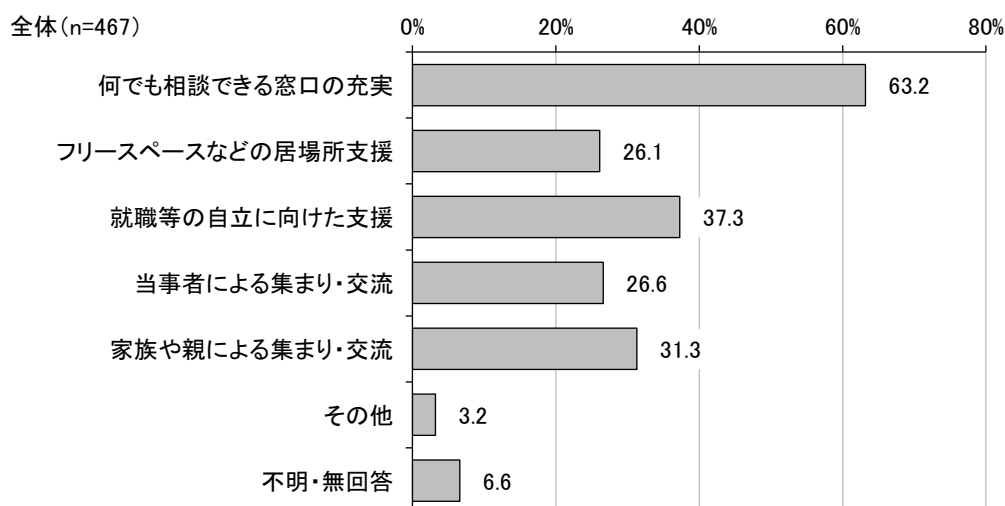
前回調査と比較すると、「災害時の備えに関すること」「介護のこと」などが低下している一方、「住宅のこと(管理や相続など)」が上昇しています。



⑤ 地域の福祉に関連する課題や制度について

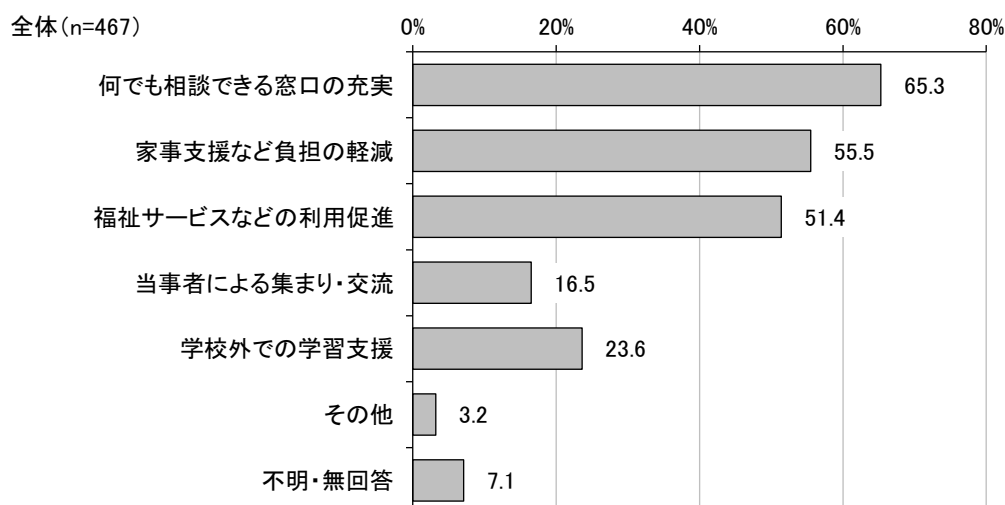
■ひきこもりの方やその家族に対する支援として、どのような支援が必要だと思いますか。(3つまでに○)

ひきこもりの方やその家族に対する支援については、「何でも相談できる窓口の充実」が63.2%と最も高く、次いで「就職等の自立に向けた支援」が37.3%、「家族や親による集まり・交流」が31.3%となっています。



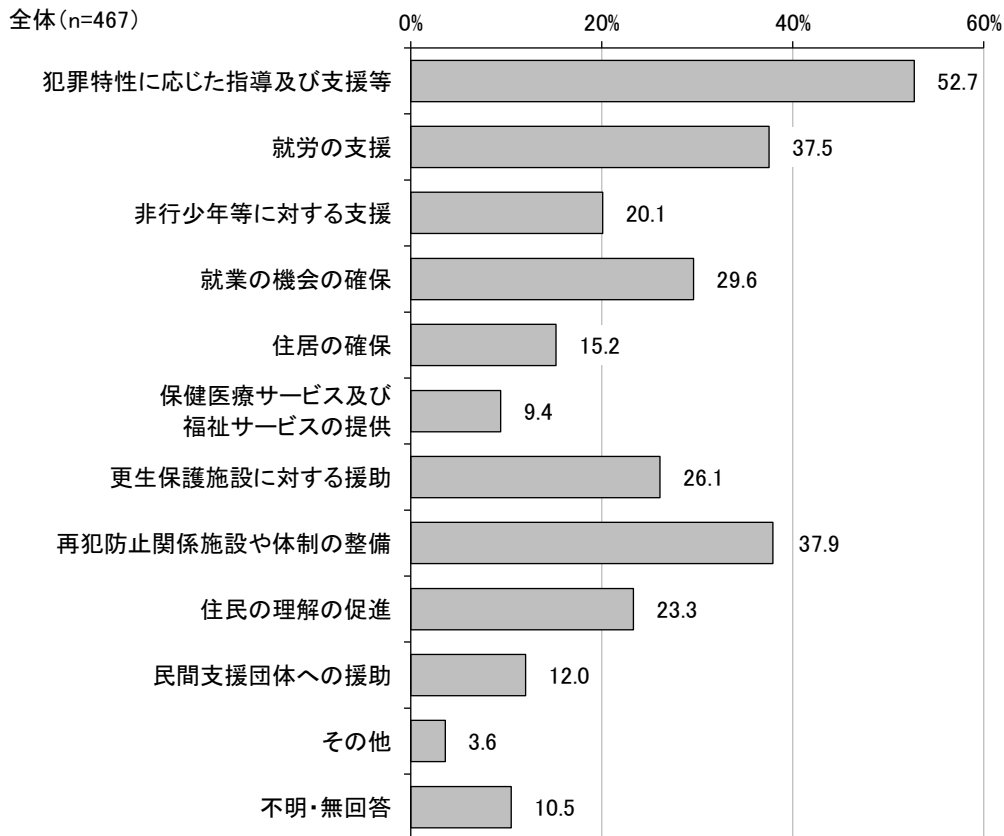
■ヤングケアラーへの支援として、どのような支援が必要だと思いますか。(3つまでに○)

ヤングケアラーへの支援については、「何でも相談できる窓口の充実」が65.3%と最も高く、次いで「家事支援など負担の軽減」が55.5%、「福祉サービスなどの利用促進」が51.4%となっています。



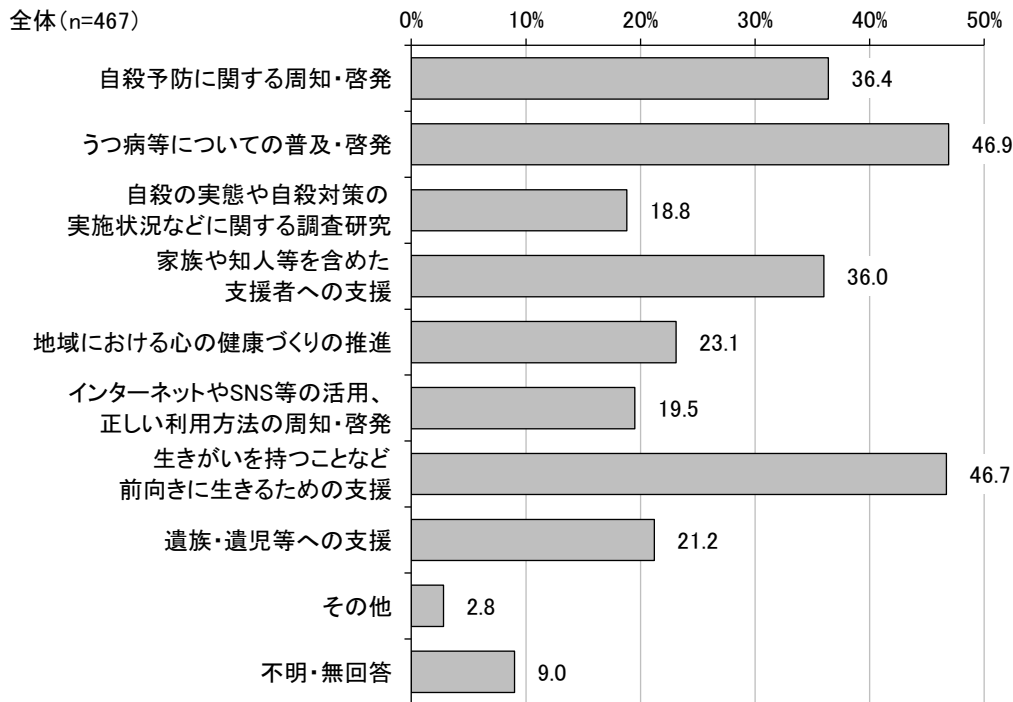
■再犯防止を推進するにあたって、どのような取組が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

再犯防止推進への取組については、「犯罪特性に応じた指導及び支援等」が52.7%と最も高く、次いで「再犯防止関係施設や体制の整備」が37.9%、「就労の支援」が37.5%となっています。



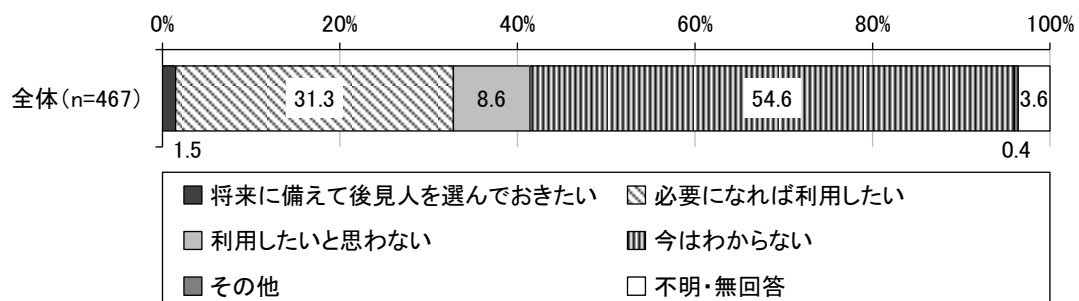
■ あなたは地域で自殺を防ぐためにどのような対策を充実すべきだと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

自殺対策の充実については、「うつ病等についての普及・啓発」が46.9%と最も高く、次いで「生きがいを持つことなど前向きに生きるための支援」が46.7%、「自殺予防に関する周知・啓発」が36.4%となっています。



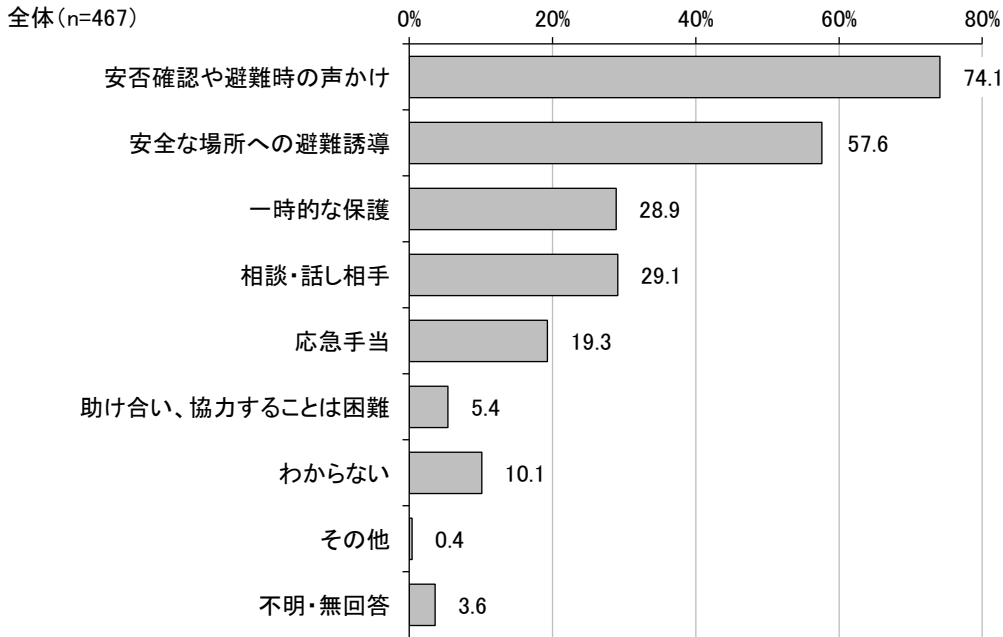
■ 支援が必要になったときに、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。
(1つに○)

成年後見制度の利用意向については、「今はわからない」が54.6%と最も高く、次いで「必要になれば利用したい」が31.3%、「利用したいと思わない」が8.6%となっています。



■ 災害時に、あなたの家や隣近所に、ひとりで避難するのに困難な人がいた場合、あなたはどのような助け合いができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

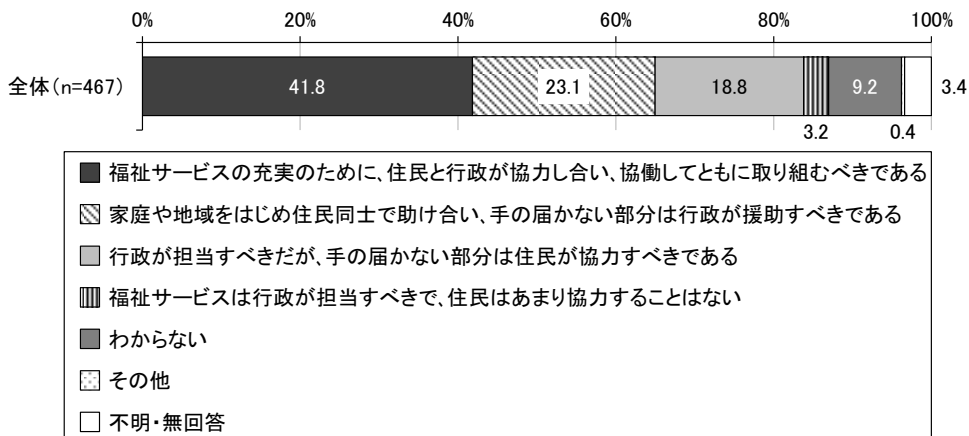
避難時の助け合いについては、「安否確認や避難時の声かけ」が74.1%と最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」が57.6%、「相談・話し相手」が29.1%となっています。



⑥ 今後の福祉のあり方について

■ 地域での福祉活動を推進していくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきだとお考えですか。(1つに○)

住民と行政の関係については、「福祉サービスの充実のために、住民と行政が協力し合い、協働してともに取り組むべきである」が41.8%と最も高く、次いで「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」が23.1%となっています。



(3) 団体アンケート調査結果の概要

① 現在の活動を通して感じていること、また、今後の活動に向けた考えについて

■活動の中で感じられる「団体としての課題」や問題点

行事を開催しても人が集まりにくい。若い世代とのつながりが少なく、知らない人も多い。コロナ禍、交通手段等による理由により高齢者も出にくい環境になってきた。

参加者の固定化・高齢化に加え、区に住む若い人が減少していることから、参加者の負担が増え、活動規模を縮小せざるを得ない状況にある。

区・自治会の担い手不足に陥ると、委員定数を減らさざるを得ない状況となる恐れがあるが、地域で支援を必要とする人が増加する中で地域福祉のあり方を含めて議論すべき。

■活動の中で感じられる「地域の課題」や増加している傾向にある問題点

障がいを持つ本人、またはその家族には、地域社会に対してオープンにすることが難しい人もいる。地域として障がい者をどのように支えるかという意識、「障がい者」ではなく一個人として尊重できる地域づくりが不足している。

見守りを必要とする世帯が増えており、区・自治会に加入しない住民が増えるなど、団地や集合住宅を抱える地区では特に深刻な状況にある。

非行や犯罪への認識がやや低く、話し合いの場が持ちづらい傾向にある。

■課題や問題点の解決に向けて、今後取り組んでいきたいこと

団体への働きかけでダメなら、個人への働きかけに変えていくほうが有効。活動の切り替えも考えていく必要がある。

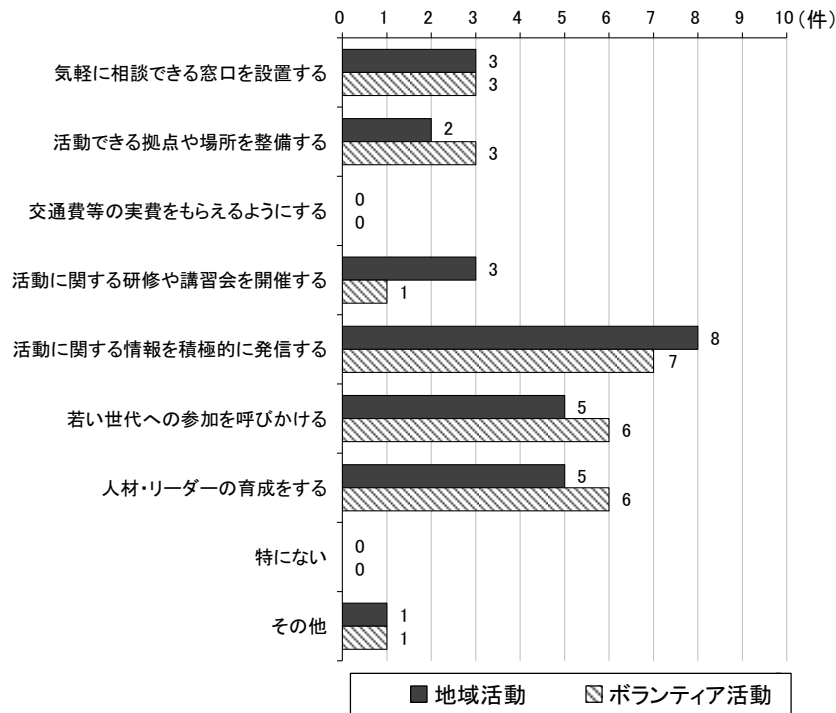
会員相互の交流機会を増やしたい。新たな会員加入に向けた活動を模索していきたい。

町全体に活動や取組の周知を図るとともに、活動の担い手となる人材を探したい。

高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、地域における担い手不足や支え合いの仕組みが機能しづらくなっていることが課題として挙げられており、団体活動への支援と、活動者の増加に向けた支援が必要です。



② 今後、地域活動・ボランティア活動の輪を広げていくために、必要なことについて



地域活動・ボランティア活動ともに、「活動に関する情報を積極的に発信する」「若い世代への参加を呼びかける」「人材・リーダーの育成をする」など、担い手確保に関する取組が求められており、意識づくり、人づくりの支援が必要です。

③ 美浜町において、地域での支え合いが積極的に行われるための取組について

■ 地域の団体や関係機関ができること
活動内容・必要性を分かってもらえるよう、住民に周知する。
地域福祉を担う人材育成、啓発や住民一人ひとりの意識づくり、集う場づくりや孤立世帯への働きかけ等を通じ、住民同士の繋がりをつくるサポートを充実する。
地域の福祉課題をみんなのものにし、地域の力を借りながら解決へと向けていく。
■ 住民ができること
集落内での行事（区、寺、神社など）について、コロナ禍だからこその工夫を凝らし、積極的にリーダーシップを発揮する人へのバックアップ体制を構築する。
集いの場を設定し、楽しく活動することによって人々のつながりをつくっていく。
近所付き合いや地区活動を通じ、自分の住む地域にどんな人がいるのか知る。
■ 行政がすべきこと
各区の課題を調査し、必要な支援を行う。
地域共生社会に向けたフォーラム開催、住民へのきっかけづくり、活動へのインセンティブを設ける。
障がいへの理解やノーマライゼーションに対する意識の啓発を行う。障がいを他人事として捉えるのではなく、自分にも起こり得ることとして捉える意識を醸成する。

支え合いの活動に地域住民一体で取り組めるよう、行政による周知・啓発やきっかけづくりなどが必要です。

第4節 美浜町における主な課題

第2次計画における取組状況や、各種調査結果等を踏まえ、第3次計画における本町の地域福祉に関する主な課題を整理しました。

	統計資料	住民アンケート	団体調査	第2次計画の検証
地域のつながりの状況	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入率は横ばいだが地区ごとのばらつきがある 老人クラブ加入者数、加入率ともに減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 困ったときに助け合う人がいる人の割合が低下 区や自治会などの活動に積極的に参加する人が減少 コロナ禍で地域のつながりの悪化を感じている人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等に参加しない人が増え、団地や集合住宅を抱える地区では深刻な状況 近所付き合いの減少により、住民同士の交流機会も減少 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少やコロナ禍の影響により、住民同士の交流の場が減少
地域の担い手の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は減少傾向で、若い世代の減少が進行 ボランティアセンターの登録者数は減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に興味はあるが参加する機会がないという意見が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化で団体からの退会が増加し、若い世代の会員も減少 参加者の固定化・高齢化により参加者の負担が増え、活動規模が縮小 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍により、地域活動が縮小し、行事や団体活動を通じたリーダー育成が困難 地域あいあいポイント事業登録者への活動内容に偏りがある
地域課題の状況	<ul style="list-style-type: none"> 地区別に高齢化率の差があり、北地区では47.8% 外国人住民はコロナ禍前まで増加傾向 特定健診受診率は回復傾向だが、コロナ禍前までには戻っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 地域でひとり暮らし高齢者が見られる割合が上昇 自分や家族の健康や老後のことを不安に思っている人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で見守り等を必要とする世帯が増加 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの支援に加え保護者への支援が必要な家庭も多く、障がい分野等との連携が必要 複合的な課題に対するコーディネート役がない
制度の狭間にある人の状況	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）は微増傾向 高齢者の自殺死亡率が全国と比較が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりやヤングケアラーなどの相談窓口の充実が必要 犯罪を犯した人の立ち直りに協力したい人の割合が低く、理解が進んでいない 	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士のつながりの場が少なく、孤立世帯に対する働きかけ等が不十分 ひとり暮らし高齢者が増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する通報義務等、住民の理解が浸透していない
権利擁護に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業の利用件数は増加傾向 成年後見制度の利用件数は横ばいだが、人口に占める後期高齢者割合の上昇により、制度を必要とする人が増加する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度は5割を超えているが、将来利用したい割合は低い 成年後見制度の内容がわからない、どこに相談するかわからない割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で障がい者をどう支えるかという意識や、一個人として尊重できる地域づくりが不足 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度について、専門職不足のため、窓口相談を行う職員の資質向上が必要 日常生活自立支援事業を通じた支援について、成年後見制度とつなぐ関係機関との相談が必要
安全・安心に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者登録者数、対象者ともに増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者登録制度の認知度は十分とは言えないが、必要になったら登録したい割合は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 地域において非行や犯罪への認識が低く、話し合いの場が持ちづらい傾向にある コロナ禍や交通手段等により、高齢者が外出しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 活動が見られない自主防災組織があり、活動促進・支援の体制が必要

本計画では、次の6つを特に重要な課題として捉え、今後の対応を検討していきます。

課題 1
地域の
つながりの
希薄化

近所付き合いや地域のつながりが希薄化しており、自治会や老人クラブ等の加入率低下や交流機会の減少が見られます。
時代のニーズに合わせた地域のあり方や、新しいつながり方の検討が必要です。



課題 2
地域福祉を
支える
担い手不足

生産年齢人口など若い世代の減少などにより、地域福祉を支える担い手が不足しています。また、担い手の固定化により、特定の人に負担が集中することも懸念されます。
環境保全や災害対策等、関心が高い分野を通じた活動促進や生涯学習を通じた人材育成が必要です。



課題 3
地域課題の
複雑化・
複合化

ひとり暮らし高齢者などの増加、複数分野の課題を抱える家庭など、地域課題が複雑化・複合化しています。
相談窓口の充実や適切な情報発信、対象者ごとの「縦割り」ではなく誰一人取り残さない支援体制の構築が必要です。



課題 4
社会的孤立、
制度の狭間
などへの対応

孤独を感じている人の増加、ヤングケアラーや虐待を受けている人の存在もうかがえます。
生活困窮者やひきこもりも含め、公的支援制度が行き届きにくかった社会的孤立、制度の狭間などへの対応が必要です。



課題 5
権利擁護の
必要性の
高まり

成年後見制度の認知度は5割を超えていますが、内容までは十分に周知されていないのが現状です。
知的障がいや精神障がいのある人、認知症の人を含め、誰もが地域で安心して暮らせるよう、制度の普及や相談支援体制の充実など、多様な権利擁護の推進が必要です。



課題 6
安全・安心
の確保の
必要性
の高まり

災害や感染症などが懸念される中で、安全・安心確保への必要性が高まっています。また、買い物や通院など運転免許証返納後の移動手段の確保が求められます。
防犯対策も含め、いざというときに備えた助け合い、支え合いの関係づくりや、安全が確保できる環境整備が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

みんなで創る 共生のまち ～ ふれあい 支えあい 地域愛 ～

「美浜町地域福祉計画（第2次）」では「住民の輪で築く 幸せ実感 支え合う福祉のまちづくり」を基本理念に掲げて地域づくりを進めてきました。

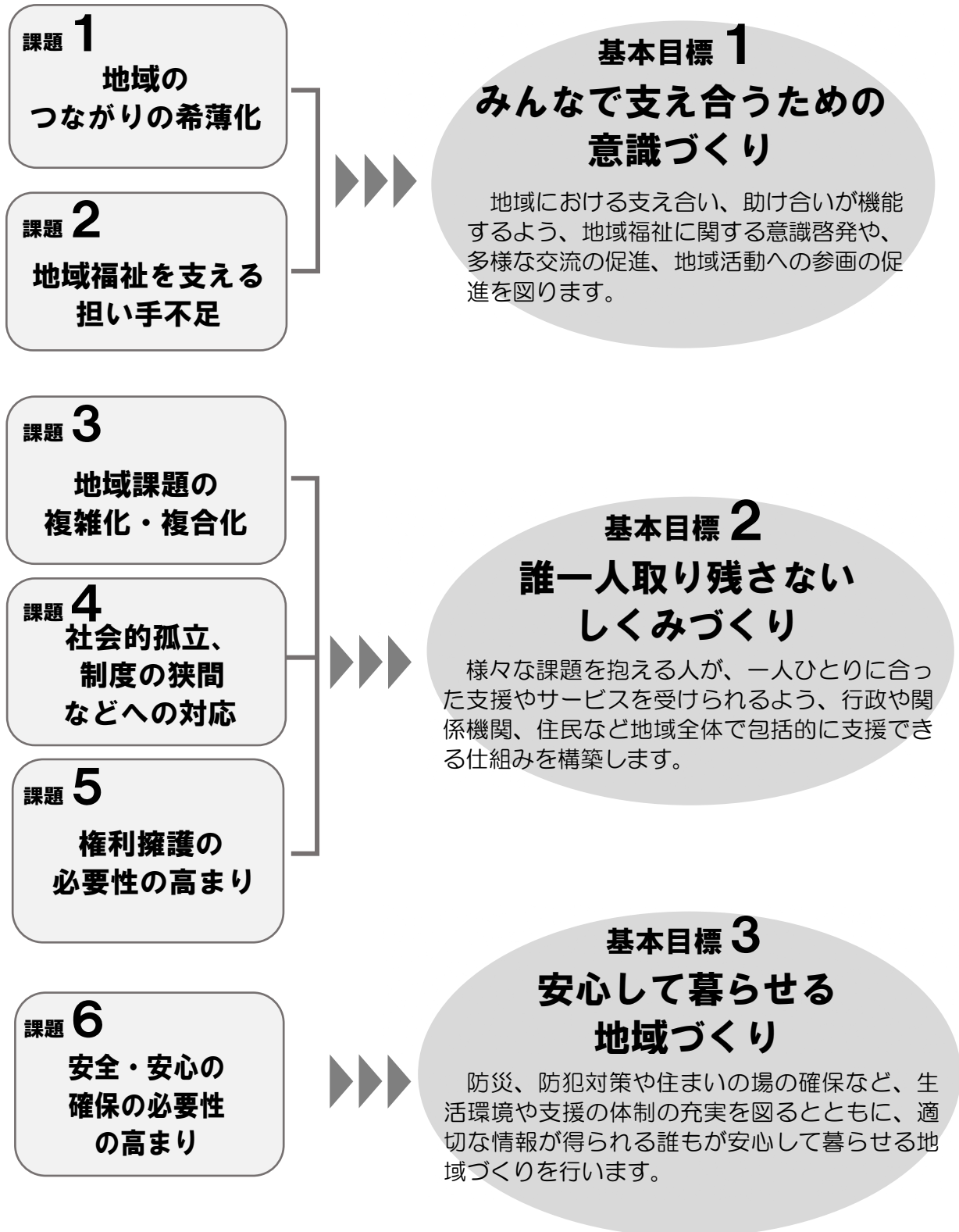
この間、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人とのつながりが制限される状況の中で、地域における「住民の輪」や「支えあい」の大切さが再認識されています。

一方で、地域のつながりの希薄化や担い手不足が進んでいくことが懸念されており、一人ひとりが地域課題を自分事として捉え、助け合い、支え合うことができるまちづくりが必要となっています。

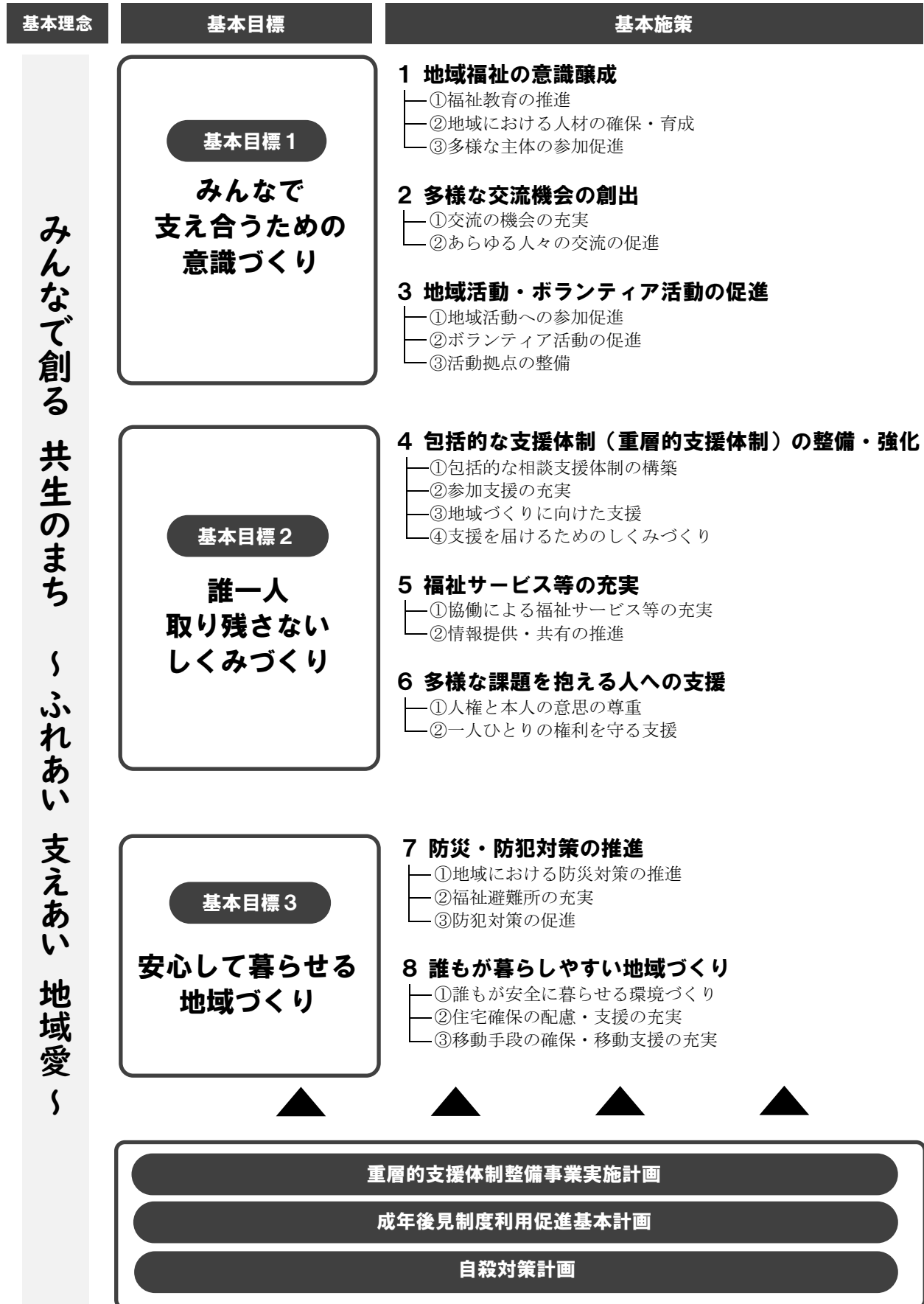
そのため、本計画では、住民の美浜を思う心『地域愛』を活力の源泉とし、住民同士が交流し支え合うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「みんなで創る 共生のまち ～ ふれあい 支えあい 地域愛 ～」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現に向けた取組を展開していきます。

第2節 基本目標

美浜町の地域福祉を取り巻く課題の解決と基本理念の実現に向けて、第3次計画においては次の3つの基本目標を掲げ、各種施策に取り組みます。



第3節 施策体系



第4節 新たな地域福祉施策への対応に向けて

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていける地域共生社会を目指すためには、これまで以上に住民、地域、関係機関、団体や行政がみんなで地域の課題に向き合い、連携しながら取り組む必要があります。

本計画に基づく取組の推進に当たり、町が協働のために大切にしている事項をまとめました。

重点ポイント（1）一人ひとりが地域を支える意識づくり

地域における人と人とのつながりが希薄化している現代において、年齢や障がいの有無に関係なく、住民一人ひとりが「地域愛」のもとに顔の見える関係をつくり、それぞれができることを活かし活躍しながら、みんなで協力して地域を支えていく“意識”を育みます。

重点ポイント（2）わかりやすい情報発信

福祉サービスや町の取組、ボランティア活動等の情報について、これまで町の広報紙やホームページ等により周知に努めてきましたが、住民には十分に届いていない現状にあることがうかがえます。

誰もが必要な時に必要とする情報を得ることができるよう、わかりやすい情報発信やコミュニケーション手段への配慮に努めます。

重点ポイント（3）地域福祉活動と連携した地域福祉の推進

地域福祉推進のための理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と住民や団体、事業者等が協力して、地域福祉推進のために取り組む実践的な活動・行動計画である「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のような関係です。

本計画の基本理念を社会福祉協議会と共有し、相互の連携を図ることで、地域で支え合う福祉のまちづくりを推進していきます。



第4章 地域福祉の展開

基本目標 1

みんなで支え合うための意識づくり

基本施策 1 地域福祉の意識醸成

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
地域の問題に対して、住民の助け合い (協力関係)が必要だと思う割合	74.5%	90.0%以上

現状・これまでの取組

- 人口減少や少子高齢化など人口構造の変化、コロナ禍の影響も含めた個人の価値観の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。
- 自治会や老人クラブ等、地域コミュニティ組織への加入者が減少しており、地域における担い手の確保に課題が見られます。
- 町では、小中学校における福祉教育や生涯学習講座などを通じて、地域福祉に関する学習機会の促進に努めています。
- 集落づくり活動を通じた地域リーダーの育成に取り組んでいますが、コロナ禍により地域の行事や団体活動が縮小しており、活動を通じた育成が困難になっています。

住民・団体の声

地域福祉を担う人材育成と啓発、住民一人ひとりの意識づくりが必要では？
(団体アンケート調査の意見)



若い人にもっと福祉について知ってほしいなあ。
(住民アンケート調査の意見)



取組の方向性

- 住民一人ひとりが地域福祉を支える担い手としての意識を高めるため、地域・家庭・学校等における福祉教育や啓発、地域における人材育成などを推進します。

主な取組

基本施策1 地域福祉の意識醸成

- ① 福祉教育の推進
- ② 地域における人材の確保・育成
- ③ 多様な主体の参加促進



町民一人ひとりが取り組むこと

- 福祉に関する勉強会や研修等に積極的に参加してみましょう。
- 地域や所属する団体・企業などの活動を通じ、地域の課題を自分事として考える意識を持ちましょう。
- 関心のある様々な活動に参加してみましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体・企業等は、福祉に関する勉強会の開催や研修参加を促しましょう。
- 団体・企業等は、地域の一員として地域課題の解決のためにできることを考えましょう。
- 団体・企業等は、得意分野のノウハウを活用した活動を行いましょ。

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	生涯学習を通じた意識の向上	○なびあす講座やはあとふる大学など、生涯学習の場を活用した地域福祉活動に関する講座を充実します。	生涯学習推進課
	障がいのある人に対する理解促進	○出前講座や小学校における福祉学習などを通じて、様々な障がいについての理解促進を図ります。	健康福祉課 こども未来課 教育総務課
②	人材の確保、リーダーの育成	○集落づくり活動等を通して、地域のリーダーや多様なサポーターの確保、育成に努めます。	全庁
③	多様な主体の参加促進	○企業の社会貢献活動や寄附、共同募金など、地域福祉活動への多様な参加方法について周知・啓発を図ります。	健康福祉課

基本施策 2 多様な交流機会の創出

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
「孤独」を感じている人の割合	20.2%	10.0%以下

現状・これまでの取組

- 地域の行事や活動に積極的に参加している人が減少しているとともに、コロナ禍を通じて孤独を感じる人や地域・社会とのつながりが希薄になったと感じる人が見られます。
- 人口減少やコロナ禍の影響により、地域における交流の場や機会が少なくなっています。
- 町では、保育園や小中学校における地域住民との交流事業や若者交流事業等、住民同士の交流の機会を創出している一方で、自治会や老人クラブなどへの加入者は減少傾向となっています。

住民・団体の声

コロナ禍で学校以外のコミュニティの場が減っていると感じるなあ。
(住民アンケート調査での意見)



地域の中で見守りを必要とする世帯が増加傾向にあるのでは？
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- 地域で孤立する人や家庭が出ないよう、また早期発見・早期対応ができるよう、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、多様な交流ができる場や機会を確保するとともに、誰もが違いを認め合い、互いに支え合うことができる地域づくりを進めます。

基本施策2 多様な交流機会の創出

- ① 交流の機会の充実
- ② あらゆる人々の交流の促進

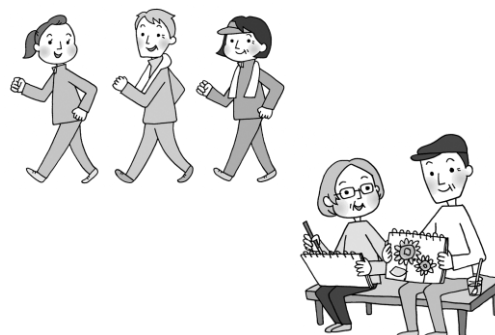


町民一人ひとりが取り組むこと

- 隣近所や地域の人とあいさつをしたり、地域の行事や地域活動に参加するなど、身近な交流を大切にしましょう。
- 困ったときに助け合える関係性を築けるよう、普段から交流の機会を持ちましょう。
- 地域の子どもをみんなで見守ることができるよう、子育てや教育を支える取組に関わる機会を持ちましょう。
- 多様な人々と交流の機会を持ちましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 地域や団体、企業は、みんなの食堂や地域住民が参加できるイベントを開催するなど、交流の場や機会を創出しましょう。



行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	子ども・若者の交流機会の充実	○保育園や小中学校における地域住民との世代間交流や職場体験、なびあすを中心とした若者が参加するイベントなど、交流機会を充実します。	健康福祉課 こども未来課 教育総務課 生涯学習推進課
	高齢者の交流機会の充実	○高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのため、地域におけるサロン等の開催を支援します。	健康福祉課
	障がいのある人の交流機会の充実	○障害のある人と地域住民が交流する機会の創出、障がい者団体や福祉サービス事業所主体の交流事業を支援します。	健康福祉課 こども未来課
②	多様な交流の場や居場所づくり	○年齢や障がい、国籍に関わらず、身近な地域で気軽に立ち寄り、いつでも誰でも交流できる場の確保に努めます。	健康福祉課 こども未来課
	国際交流・多文化共生の推進	○町内在住外国人の生活課題の把握に努めるとともに、パンフレット等の多言語化を検討します。	まちづくり推進課

基本施策 3 地域活動・ボランティア活動の促進

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
区(自治会)の行事・活動に参加している割合	75.2%	90.0%以上

現状・これまでの取組

- 地域活動に参加している割合は低下傾向にあり、参加しない理由として仕事や家事などで時間がとれないことや健康や体力に自信がないことが挙げられています。
- ボランティア活動の参加経験・参加意向について、50代～70代で割合が高く、若い世代では低い傾向が見られます。
- 町では、集落ごとの自主防災組織設置の働きかけや公民館活動の促進など地域活動につながる支援を行っています。
- 地域あいあいポイント事業を通じた「地域貢献活動」など、ボランティア活動の促進を行っていますが、参加者の固定化が見られています。

住民・団体の声

福祉については知っている人に教えてもらわないと活動できない部分もあるのでは？
(住民アンケート調査での意見)



地域活動に参加する人が減り、活動の規模が縮小しているなあ
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- 区・自治会等の地域活動の活性化、地域活動団体やボランティア団体等への支援により活動促進を図ります。
- 地域活動の拠点として、公共施設の利用促進、環境整備などにより、さらなる活動の活性化を促進します。

基本施策3 地域活動・ボランティア活動の促進

- ① 地域活動への参加促進
- ② ボランティア活動の促進
- ③ 活動拠点の整備



町民一人ひとりが取り組むこと

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、情報収集や参加・参画をしましょう。
- 趣味や経験を活かして、様々な地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 話し相手や雪かきの手伝いなど、できることから取り組みましょう。
- 身近な地域における公共施設等を地域活動の場として活用しましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体は、防災や環境、高齢者の支援など、住民の興味・関心が高いテーマで新たな活動者を確保する取組を推進しましょう。
- 団体・企業等は、集落自慢フェスティバルなど、地域の活動内容や参加方法について情報発信しましょう。
- 企業等は、地域活動やボランティア活動への参加、支援を行いましょう。

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	地域活動活性化のための支援	○住民が地域活動に興味・関心を持ち、参加のきっかけを作るため、情報発信に努めます。 ○住民の興味・関心の高い公民館講座等により新規活動者の確保に努めます。	全庁
	地域活動団体の設立・活動支援	○福祉委員会や自主防災組織など、地域活動団体の設立促進及び活動支援に努めます。	全庁
	地域のコーディネーター育成	○住民や地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などにつなぐ地域のコーディネーターを育成します。	健康福祉課
②	ボランティア団体の活動支援	○社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等の活動を支援します。	健康福祉課
③	活動拠点となる公共施設の活用	○地域における活動拠点として、多様な既存施設の有効活用を図ります。	各公共施設

誰一人取り残さないしくみづくり

基本施策 4 包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備・強化

関連する SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和 4 年)	目標値 (令和 9 年)
相談や助けを必要とするとき、 誰にも頼めないと感じている人の割合	1.1%	0%

現状・これまでの取組

- 自分や家族が支援や福祉サービスの利用が必要になったときの相談先として、役場各担当課、社会福祉協議会、サービス事業所などが挙げられています。
- 「福祉に関することがなんでも相談できる窓口」が求められており、身近な場所において相談できる場所の確保が必要です。
- 町では、相談支援包括化推進会議や多機関での支援を検討する重層的支援会議などの取組を進めていますが、専門職員の不足や、課題解決に向けたコーディネート役の確保などが課題となっています。

住民・団体の声

集落内で一人暮らしの方が多く、不安を感じるなあ。
(住民アンケート調査での意見)



障がいへの理解やノーマライゼーションに対する意識啓発が必要では？
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- 地域における複雑化・複合化する課題に対応できる相談体制の充実を図ります。
- 地域、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、就労や社会参加するための支援、様々な交流を生み出す地域づくりの支援など、必要とする人に支援が届く地域づくりに取り組みます。

主な取組

基本施策4 包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備・強化

- ① 包括的な相談支援体制の構築
- ② 参加支援の充実
- ③ 地域づくりに向けた支援
- ④ 支援を届けるためのしくみづくり



町民一人ひとりが取り組むこと

- 不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談するようにしましょう。
- 地域の人と顔の見える関係性を築き、いざという時に支え合えるようにしましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体・企業等は、住民や従業員等の相談を受け、適切な支援につなげるように心がけましょう。

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	相談体制の充実	○庁内や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	全庁
	相談に関わる職員の確保及び資質向上	○専門の相談に関わる専門職の確保に努めます。 ○研修の機会を充実し、職員の資質向上を図ります。	健康福祉課 こども未来課
②	就労に関する支援	○ハローワークやシルバー人材センター等の関係機関と連携し、若者、高齢者、障がい者や生活困窮者等、幅広い就労に向けた支援を行います。 ○障がい者や高齢者などの活躍の場として、農福連携を推進します。	健康福祉課 産業政策課
③	地域づくり事業の実施	○福祉分野における地域づくり事業と観光、農業、環境、まちづくり分野等の連携により、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを行います。	健康福祉課
	多様な取組のコーディネート	○地域における新たな社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなど、多様な取組のコーディネートを行います。	健康福祉課
④	支援が届いていない人への支援	○各機関と情報共有しながら、支援が必要な人の実態把握や信頼関係の構築、アウトリーチによる支援を行います。	健康福祉課 こども未来課 教育総務課

基本施策 5 福祉サービス等の充実

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
福祉に関する情報が入ってこないと感じている人の割合	7.3%	0%

現状・これまでの取組

- 福祉サービスを充実するため、住民と行政の協働による支援体制の構築が求められており、公的な福祉サービスだけでなく、住民参加によるサービスの充実が必要です。
- 地域活動などに参加できない理由として、健康や体力に自信がないことが挙げられているとともに、自分や家族の健康や老後についての悩みや不安を抱える人が多く、健康づくりやフレイル予防を通じた健康寿命の延伸は、地域にとっても重要と考えられます。
- 町では、子育て家庭への支援や地域包括ケアの考え方に基づく高齢者支援、認知症対策、介護保険サービス、障害福祉サービスによる自立支援など、公的な福祉サービスの適切な利用を促進しています。
- 「地域あいあいポイント事業」による地域住民の参加による活動を展開しています。

住民・団体の声

要介護者など受入する施設の充実、施設スタッフの養成をお願いしたい。
(住民アンケート調査での意見)



行政と団体が協働してイベントや広報活動等を行うことが必要。
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- 子育て中の家庭や高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、関係機関や事業所等との連携を強化し、適切な情報提供を行うなど、福祉サービスを利用しやすい地域づくりを行います。
- 住民参加型の福祉サービスを充実するため、住民と行政協働の取組を推進します。

基本施策5 福祉サービス等の充実

- ① 協働による福祉サービス等の充実
- ② 情報提供・共有の推進



町民一人ひとりが取り組むこと

- 認知症や障がいのある人への理解、福祉サービスについて正しい認識を持ちましょう。
- 公的な福祉サービスを補う支援の担い手として参画しましょう。
- 健康寿命の延伸のため、介護予防や認知症予防に取り組みましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体・企業等は、それぞれの人の状態やニーズに合った支援を行いましょ
- 企業は障がい者の法定雇用率を遵守しましょ

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	子育て支援の充実	○保育サービスや一時預かり、放課後児童クラブ等の子育て支援体制の充実を図ります。 ○子育て支援サポーターを育成し、地域の子育て支援者の増加を図ります。	こども未来課 教育総務課
	障がいのある人の適切なサービス利用の促進	○障がいのある人が安心して就労及び日常生活ができるよう、適切なサービスの利用促進、支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 こども未来課
	介護保険サービス等の充実	○要介護状態等になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険サービスの適切な利用を促進します。 ○地域あいあいポイント事業の周知により高齢者の活動参加を促進します。	健康福祉課
	住民自らの健康づくりの支援	○健診受診をはじめ、住民の健康意識を高める働きかけを行い、健康寿命の延伸を目指します。	健康福祉課
②	広報活動の充実	○町民と行政が福祉に関する情報を共有し、相互理解を深めていくため、各種広報媒体の充実、新たな手法による情報発信に努めます。	全庁
	幅広い利用者に対応した情報提供の充実	○外国語を母国語としている住民や視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する情報提供の充実に努めます。	全庁

基本施策 6 多様な課題を抱える人への支援

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成年後見制度の制度名・内容を知っている割合	28.7%	50.0%以上

現状・これまでの取組

- ひきこもりやヤングケアラー、生活困窮者など支援が行き届きにくい人に対する支援として、相談窓口の充実が求められています。
- 犯罪を犯した人の立ち直りへの支援や虐待事案の通報意識が低いことから、多様な課題を抱える人や家庭を地域で支援する意識をさらに高めていくことが必要です。
- 町では、ひきこもり相談会やひきこもり支援連絡会を通じた支援の検討を行っていますが、本人や家族が相談に来ることのハードルが高く、ニーズの把握が難しい状況です。
- 要保護児童への支援を行う中で、保護者にも支援が必要である家庭も多く、障がい福祉分野など、多様な連携が不可欠となっています。

住民・団体の声

コロナ禍で外出が減り、不登校や引きこもりの子どもが増えているのでは？
(住民アンケート調査での意見)



「障がい者」ではなく一人として尊重できる地域づくりが不足しているのでは？
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- すべての人の人間性を尊重し、一人ひとりの権利が守られるよう、人権問題についての意識啓発に取り組むとともに、地域で課題を抱え込み、孤立してしまう人や家庭が出ないように、支援やサービス内容の周知、気軽に相談できる窓口の充実など、適切な支援につながる地域づくりを進めます。
- 虐待やDV、生活困窮、ひきこもりなど、これまでの支援制度では対応が難しい問題や制度の狭間にある地域課題などに対し、公的な支援や関係機関との連携、地域のつながりを通じて解決できるよう、啓発や早期対応に取り組めます。

基本施策6 多様な課題を抱える人への支援

- ① 人権と本人の意思の尊重
- ② 一人ひとりの権利を守る支援



町民一人ひとりが取り組むこと

- 身近な人の課題に気づいたら、町や社会福祉協議会などの相談窓口にご相談しましょう。
- 虐待やDVに気づいたら、警察や児童相談所、町などに連絡しましょう。
- 悩みを抱えている人の話に耳を傾けてあげましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体・企業等は、従業員等のメンタルヘルス対策に心がけましょう。
- 団体・企業等は、従業員等の人権意識の向上に取り組みましょう。

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	人権教育の推進	○町民人権講座や人権のつどい、各種広報紙などを通じて、人権課題に対する正しい理解と認識を深めます。	生涯学習推進課
	本人の意思決定の支援	○判断能力が低下している人の意思決定に際し、本人の意思を繰り返し確認する等の配慮をします。	健康福祉課
②	虐待やDV防止に向けた周知・啓発	○虐待防止ネットワークを通じ、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待の早期発見・予防に取り組みます。 ○虐待やDV防止、住民の通報義務等についての周知・啓発に努めます。	健康福祉課 こども未来課
	生活困窮者等の相談窓口の充実	○生活困窮者等の相談窓口の充実と周知、県や社会福祉協議会等と連携した支援を行います。	健康福祉課
	再犯防止に向けた理解促進	○関係機関との連携を強化し、犯罪をした人等の地域での立ち直りに対する住民の理解促進を図ります。	住民環境課 健康福祉課

基本目標 3

安心して暮らせる地域づくり

基本施策 7 防災・防犯対策の推進

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
避難行動要支援者登録制度の 制度名・内容を知っている割合	16.7%	50.0%以上

現状・これまでの取組

- 近所づきあいについて、災害時や緊急時であれば助け合える付き合いをしたい人が多く、支援を求められた場合には、自分のできる範囲でよければ引き受ける人も多いことから、地域における支え合いのきっかけづくりとして防災対策を通じた取組が有効と考えられます。
- 非行や犯罪への認識が低い状況もうかがえることから、地域における安全・安心の確保に向けたさらなる周知・啓発が必要です。
- 町では、全集落への自主防災組織設立に向けた取組や避難行動要支援者名簿への登録促進、防災アプリによる情報発信など防災対策の充実を図っているほか、自治会を対象とした防犯カメラ設置への補助など、安全な環境づくりに取り組んでいます。

住民・団体の声

近所での助け合いが必要だけど、なかなか助けを求められないなあ
(住民アンケート調査での意見)



地域として、非行や犯罪への認識がやや低いのでは？
(団体アンケート調査での意見)



取組の方向性

- 日頃から地域における防災活動や避難行動要支援者の支援、福祉避難所における災害時に向けた準備、地域の防犯対策の推進により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組

基本施策7 防災・防犯対策の推進

- ① 地域における防災対策の推進
- ② 福祉避難所の充実
- ③ 防犯対策の促進



町民一人ひとりが取り組むこと

- 食料や生活物資の備蓄、家族との集合場所など平時から災害対策を行いましょ
- う。
- 地域での犯罪を防ぐため、あいさつや見守り、声かけを行いましょ
- う。
- 災害時などに助け合える関係性を築けるよう、日頃から交流しましょ
- う。

地域や団体が取り組むこと

- 福祉施設等は、防災や感染症対策に向けた安全対策を行いましょ
- う。
- 団体・企業等は、備蓄や避難場所の提供など、災害時には地域に協力しましょ
- う。
- 区・自治会は、自主防災組織の設立及び活動の活性化を図りましょ
- う。

行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	防災ネットワークの構築	○関係機関・各団体・各学校等と連携を強化して防災ネットワークの構築を進め、災害時に避難誘導などの支援を必要とする人の把握に努めます。 ○災害時の情報伝達手段の多重化を図ります。	エネルギー政策課 健康福祉課
	自主防災組織の設立	○地域における防災対策と住民の意識向上を図るため、町内全集落における自主防災組織の設立促進、活動支援に努めます。	エネルギー政策課
②	福祉避難所の確保と対応力強化	○福祉避難所の確保と受入体制の整備を進めます。	エネルギー政策課 健康福祉課
③	防犯ネットワークの構築	○防犯に関する講習会などを実施し、住民一人ひとりの防犯意識を高めます。 ○関係機関と連携し、啓発活動や防犯活動の支援の充実に努めます。	総務課

基本施策 8 誰もが暮らしやすい地域づくり

関連する
SDGs



《基本施策の成果を測る指標》

	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
町内の公共交通全体の満足度	28.0%	50.0%以上

現状・これまでの取組

- 多くの方が将来的に運転免許証返納を考慮しており、返納後の買い物・通院などの移動手段の確保が今後の地域課題となることが考えられます。
- 町では、通勤・通学をはじめ、高齢者の外出支援や通院、買い物等の生活交通を確保するため、コミュニティバス3路線を運行していますが、さらなる利便性向上により利用促進を図ることが必要です。
- 80歳以上の独居高齢者や障がいのある人に対するタクシー初乗料金助成券の配布、運転免許証返納者へのバス・タクシー利用券配布など、移動手段の確保に努めています。

住民・団体の声

予約なしで乗れるバスや、高齢者の交通手段を確保してほしい。
(住民アンケート調査での意見)



公共機関が少なく、高齢者が活動に参加しにくい環境になってきたなあ
(団体アンケート調査での意見)

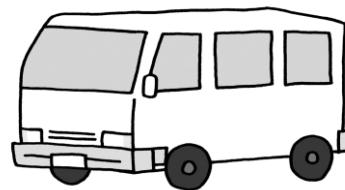
取組の方向性

- 誰もが利用しやすい公共施設などの整備、高齢者や障がいのある人などの住宅確保への配慮や多様な移動手段の確保など、快適でやさしさを感じられる地域づくりを推進します。

主な取組

基本施策8 誰もが暮らしやすい地域づくり

- ① 誰もが安全に暮らせる環境づくり
- ② 住宅確保の配慮・支援の充実
- ③ 移動手段の確保・移動支援の充実



町民一人ひとりが取り組むこと

- バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解しましょう。
- 車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら手伝いましょう。
- 高齢になり、運転に不安がある場合、運転免許証返納や、公共交通機関を利用しましょう。

地域や団体が取り組むこと

- 団体・企業等は、施設整備の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに心がけましょう。



行政が取り組むこと

	取組	内容	担当
①	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	○誰もが公共施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。	各公共施設
	交通安全体制の充実	○高齢者や子どもを対象にした各種交通安全教室による啓発活動を行います。 ○定期的なパトロールにより、地域の危険箇所の早期発見や各種設備等の計画的な整備に努めます。	住民環境課 土木建築課
②	住まい確保支援の充実	○住宅確保要配慮者の住まいを確保するため、住宅セーフティネット制度の活用を促進します。	健康福祉課 土木建築課
③	公共交通機関の活用支援	○障がいのある人や高齢者等の通院、買い物等に係る移動手段として、利便性向上を図り、最適な公共交通を目指します。	住民環境課
	福祉サービスによる移動支援	○障がいのある人や高齢者の移動に係るニーズを把握し、移動支援についての新たな施策を検討します。	健康福祉課 こども未来課

第5章 関連計画の内容

関連計画 1

重層的支援体制整備事業実施計画

関連する
SDGs



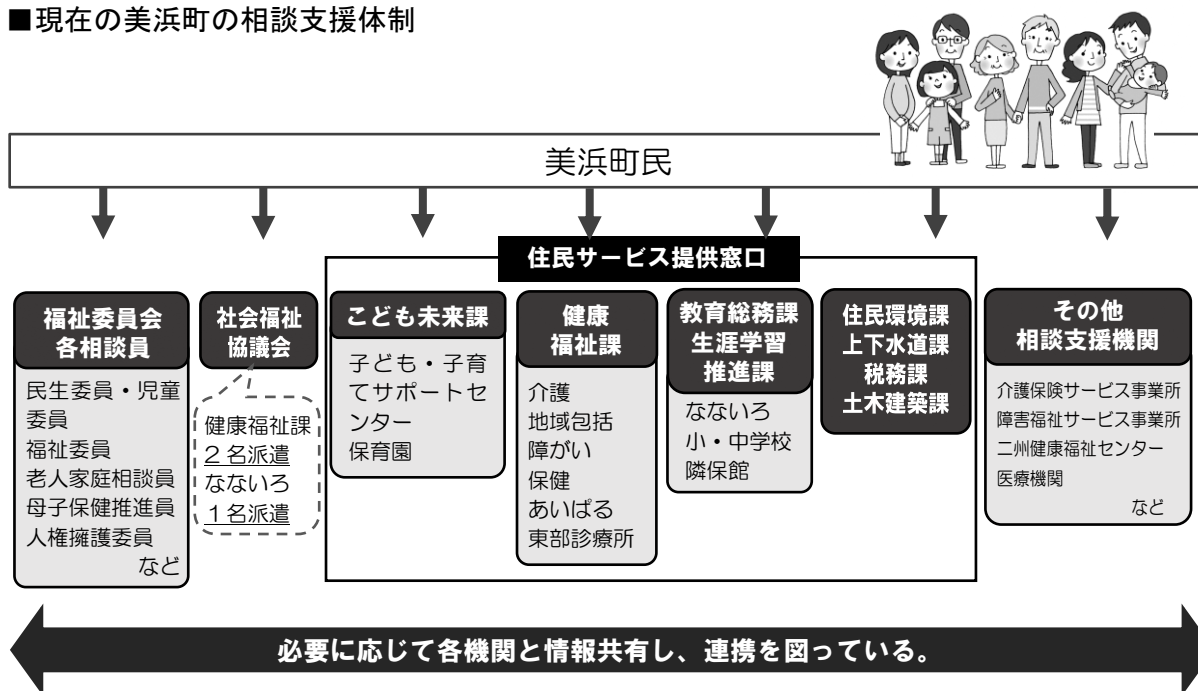
計画の概要

- 本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来し、地域における支え合い機能の脆弱化や担い手不足が進む中で、地域コミュニティの再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実現する「重層的支援体制整備事業」の実施が必要となっています。
- この事業を通じ、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、一人ひとりが生きがいや地域の中での役割をもち、互いを尊重しながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

- 本町では令和2年度に国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を受託し、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決するためのコーディネートに取り組んできました。
- 現在、健康福祉課内に地域包括支援センター、障がい担当、保健担当があり、子ども分野に関しては子ども・子育てサポートセンターで包括的に相談支援を実施し、お互いに連携を取りながら支援を進めています。
- そうした中でも既存の取組では対応できない狭間のニーズの把握や、支援を必要としているすべての世帯について実態把握ができておらず、必要とする支援の理解が追いついていません。
- 多職種・多機関の連携を進めるコーディネート役がないこと、専門職の人材不足、各部署との連携不足が課題となっているため、適切なアウトリーチができていない状況です。

■現在の美浜町の相談支援体制



■重層的支援体制整備事業の実施に向けた現状と課題

I 相談支援

- 各相談窓口では地域住民からの相談に対応しているが、複合的な課題を抱えるケースに対しては支援目標が関係者同士で統一できていない。
- 各部署ごとにお互いの役割や事業内容を把握できていないため、相談を受けたあとのつなぎ先が理解できていない。
- 支援を必要としているすべての世帯について実態把握ができていない。人員不足の課題もあるため、アウトリーチができていない。

II 参加支援

- 既存の取組では対応できない狭間のニーズが把握できていないため、必要とする支援が理解できていない。

III 地域づくりに向けた支援

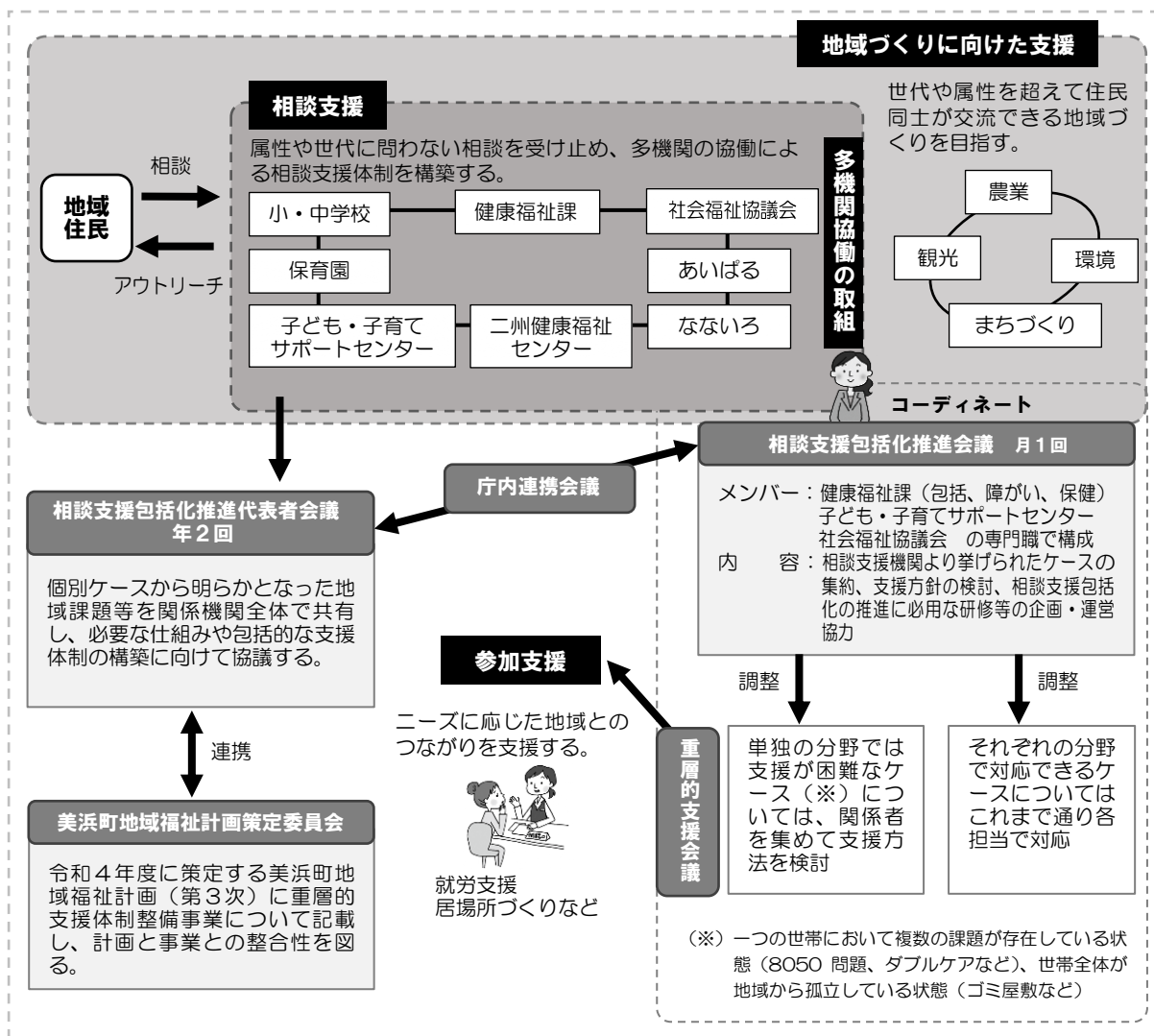
- 人と人との結びつきを生み出すための居場所等の周知が十分でない。

- 多職種・多機関の連携を進めるコーディネート役がない
- 専門職の人材不足
- 各部署との連携がとれていない

取組の方向性

- 本町では、令和3年度から令和5年度まで、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施しており、「包括的な支援体制の構築」を目指して、本移行に向けて取り組みを進めています。
- 本町で行う重層的支援体制整備事業は、新たな相談窓口を作るのではなく、町全体の支援関係機関が既存の取組を活用して、包括的な支援体制を構築することにより、本計画で目標とする地域共生社会の実現に取り組みます。
- 具体的には、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業からなり、①から⑤までの事業を一体的に実施するための関係機関の支援体制づくりをしていきます。法制度の狭間にある課題については、支援機関だけではなく、地域の理解や見守りの中で、解決を目指すことも必要であるため、民生委員・児童委員、福祉委員等をはじめとした地縁組織の果たす役割の重要性が増しています。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源などだけではなく、自治振興、居住支援、農業振興、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化し、これまで育まれてきた本町の地域土台を活かしながら、一人ひとりが生きがいや地域の中での役割を持ち、その人らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」を構築します。

■美浜町の重層的支援体制整備事業(全体)イメージ



実施体制と主な取組

① 相談支援

機能	事業	担当	設置箇所数	設置形態
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター（役場内）	1箇所	直営
	障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター若狭ねっと	1箇所	委託
		一般相談支援事業所若狭ねっと はあとぼーとさくらヶ丘	2箇所	委託
利用者支援事業	子ども・子育てサポートセンター	1箇所	直営	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	美浜町社会福祉協議会	1箇所	委託
多機関協働事業	多機関協働事業 1.相談支援包括化推進会議 2.重層的支援会議	美浜町社会福祉協議会	1箇所	委託

■相談支援包括化推進会議、重層的支援会議について

事業名	対象者	本人同意	検討内容	構成員
相談支援包括化推進会議 (毎月開催)	複雑・複合的な課題を抱える方	不要	各相談窓口から挙げられたケースの内容を整理し、支援に対する助言を行ったり、重層的支援会議への移行を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進員 2名(社協委託) 地域包括支援センター職員 2名 障がい担当 1名 保健担当 1名 社会福祉協議会職員 1名 子ども・子育てサポートセンター 2名
重層的支援会議 (随時開催)	複雑・複合的な課題を抱え、単独の機関では支援が難しい方	必要	複雑・複合化したケースに対して、支援方法を検討。参加支援事業等へのつなぎを行う。	相談支援包括化推進会議のメンバー、支援に関わる関係機関、地域関係者など

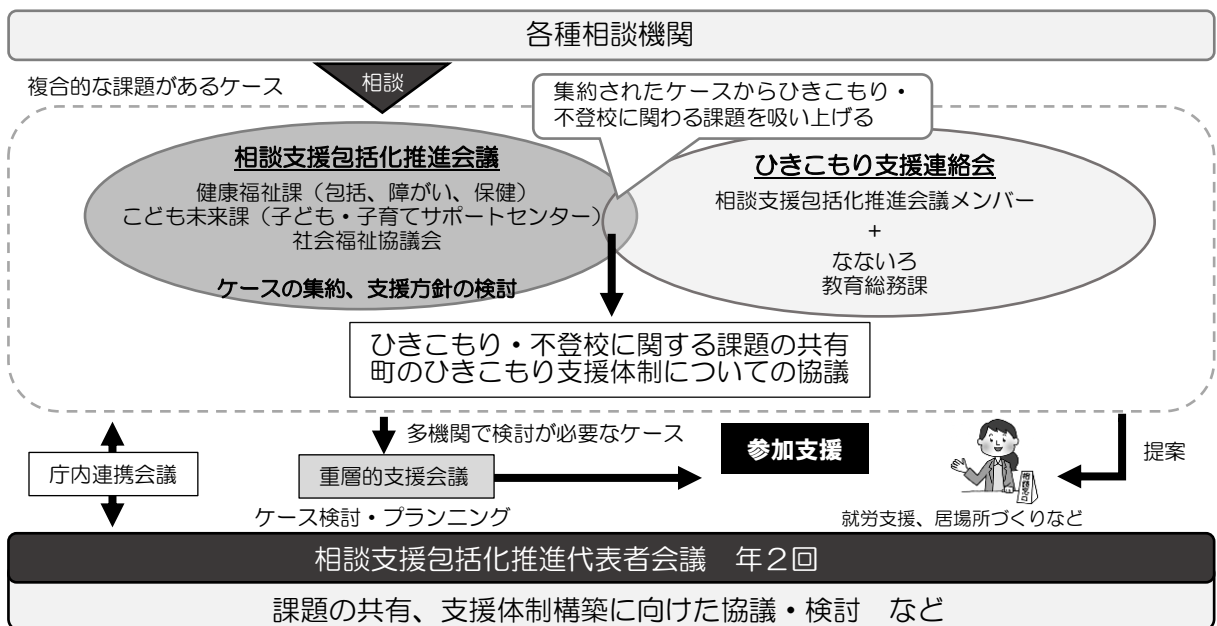
② 参加支援

機能	担当	設置形態
参加支援事業	美浜町社会福祉協議会 ※ひきこもり支援連絡会	委託

■ひきこもり支援連絡会について

事業名	対象者	本人同意	検討内容	構成員
ひきこもり支援連絡会 (年3回開催)	ひきこもり状態にある方とその家族	不要	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態にあり、課題を抱える方への支援方法を検討 ひきこもりに対する相談支援体制の構築、相談窓口の周知、相談の機会としてひきこもり相談会の実施 	相談支援包括化推進会議メンバー、なないろ職員 1名、教育委員会事務局職員 1名

■重層的支援体制事業とひきこもり支援連絡会との連携イメージ



③ 地域づくり事業

機能	事業	担当	事業内容	設置形態
地域づくり事業	一般介護予防事業	地域包括支援センター	・介護予防教室 ・高齢者サロン ・フレイル事業	直営
	生活支援体制整備事業	地域包括支援センター	・生活支援コーディネーターを設置し、協議体の設置、地域活動支援を実施 ・協議体の開催	直営
	地域活動支援センター事業	二州青松の郷	はあとぼーとさくらヶ丘の運営	委託
	地域子育て拠点事業	子ども・子育てサポートセンター	子ども・子育てサポートセンターの運営	直営
	共助の基盤づくり事業	美浜町社会福祉協議会	みんなの食堂への運営支援	委託

計画の推進

① 取組スケジュール

事業の本格実施に向けて、健康福祉課において「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を実施しており、段階的に取組を進めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業概要	移行準備事業			重層的支援体制整備事業			
	移行準備事業 課題整理 事業内容の具体化	移行準備事業 課題整理 事業計画策定	移行準備事業 課題整理 ※予算対応	事業実施			
	包括的相談支援事業 多機関協働事業 アウトリーチ等継続的支援事業	移行準備事業 として実施	移行準備事業 として実施	事業実施			
	参加支援事業	移行準備事業 として実施	移行準備事業 として実施	事業実施			
	地域づくり事業	移行準備事業 として実施	移行準備事業 として実施	事業実施			

② 計画の進行管理

本実施計画は、美浜町地域福祉計画（第3次）の進行管理と同様に、年度ごとに評価を行います。進行管理の手法は、PDCAサイクルにより、「相談支援包括化推進代表者会議」及び計画の策定・推進母体である「美浜町地域福祉計画評価委員会(仮称)」に定期的に諮りながら、実施計画の見直しの方向性や内容を決定します。

成年後見制度利用促進基本計画

関連する
SDGs



計画の概要

- 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者を選任することで本人を法的に支援する制度で、「自己決定の尊重」、「身上保護の重視」、「ノーマライゼーション」等を理念とした制度として、平成 12 年 4 月から開始しました。
- 国では、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)」を施行し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、平成 29 年 3 月に促進法第 12 条第 1 項の規定に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これにより、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。
- このことから本町では、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう権利擁護の実現を図るとともに、地域の実情に合わせて、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進します。

現状と課題

- 本町の人口は年々減少しているにもかかわらず、高齢者率は 37%を超えています。また、「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」も増加傾向であること、障がい者においても高齢の親が障がいのある子どもを介助している世帯が多く顕在化していることから、今後ますます成年後見制度の必要な事例が増加します。
- 制度自体が難しいことや、申立てに必要な書類が複雑なことを勘案すると、町民にとって身近な制度ではなく、理解が進まないことが考えられます。

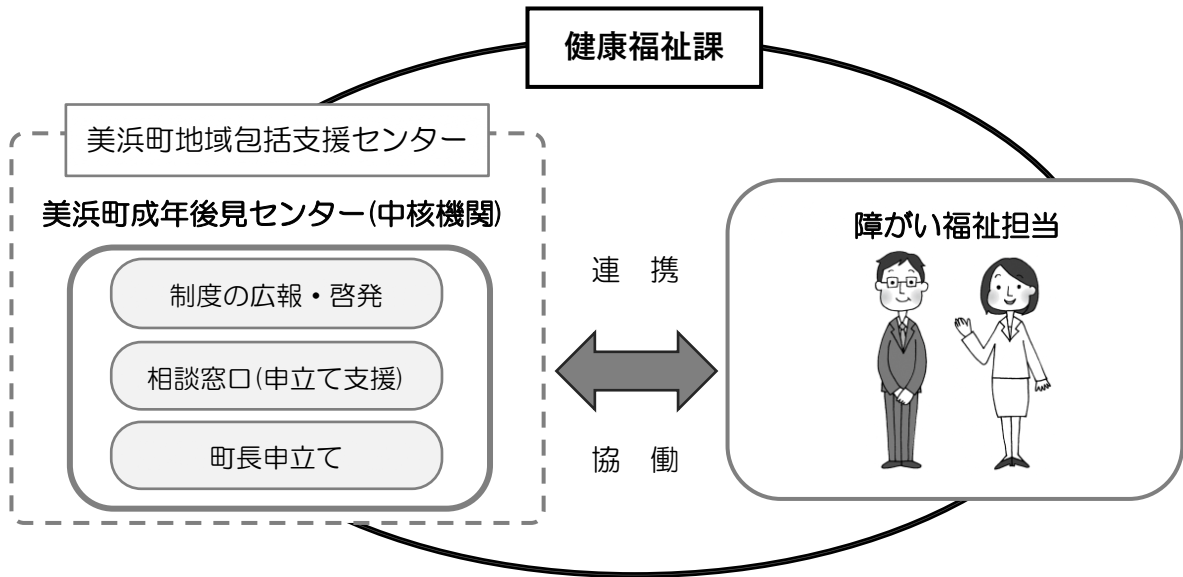
取組の方向性

- 成年後見制度の普及・啓発や、専門的相談窓口である「中核機関」の設置、地域連携ネットワークの構築など、権利擁護を必要とする人が適切に利用することができる制度として運用していきます。

① 制度の普及・啓発

取組	内容	担当
町民への普及啓発活動	○町民への成年後見制度の普及啓発として、広報紙などの活用、研修会の開催などにより、制度についての普及啓発を実施します。また、認知症、知的障がい、精神障がいに関する正しい知識の普及についても行います。	健康福祉課
中核機関（専門的相談窓口）の設置	○町民への成年後見制度の利用促進を図るため、中核となる機関（中核機関）「美浜町成年後見センター」を町直営で設置します。なお設置にあたっては「地域包括支援センター」内に設置し、高齢者の権利擁護と成年後見制度利用促進を一体的に取り組みます。	健康福祉課

■中核機関（専門的相談窓口）の設置イメージ



② 制度の運用

取組	内容	担当
制度の適切な運用	○町長による成年後見申立て、後見人などへの報酬助成について、適切に実施するとともに、改善点を検討します。	健康福祉課
関係機関との連携体制の構築	○権利擁護支援の必要な人の発見・支援、また、早期の段階からの相談・対応体制の整備を図るためには地域連携ネットワークが重要になってきます。高齢者や障がい者の権利擁護のための「美浜町高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」を活用するなどして、関係機関との連携・協力をします。また、本人を後見人や福祉関係者などで支える「チーム」による対応を推進します。	健康福祉課

自殺対策計画

関連する
SDGs



計画の概要

- 全国の自殺者数は平成 10 年に年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような現状を受け、国は平成 18 年に自殺対策基本法を制定し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果をあげています。そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正されました。
- 自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されること等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるようすべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。
- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
- これらの背景を踏まえ、本町でも「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

現状とこれまでの取組

- 自殺は個人の問題ではなく社会の問題であり、地域社会全体で自殺対策に関する理解と関心を深める必要があります。世代ごとに自殺の原因・動機の特徴は異なっており、世代の状況に応じた、適切な支援を提供する体制づくりが求められます。また、美浜町では高齢者の自殺率が高いこともあり、高齢者への対策を重点的に行う必要があります。
- 本町でも自殺対策への理解と関心を深めるための PR や、世代に応じた情報提供を行ってきましたが、専門職員の不足や課題解決に向けたコーディネート役の確保が課題となっており、適切なサービスにつなげにくい状況です。
- 悩みを抱える人が相談しやすい体制づくりを強化し、迅速に必要な支援へつなげられるよう、医療・福祉関係機関が連携したサービス提供ができる体制の構築に取り組みます。

取組の方向性

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、以下の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。また、地域における理解促進やライフステージ別の対策、ハイリスク者への支援の充実など、総合的な自殺対策を推進します。

5つの基本方針

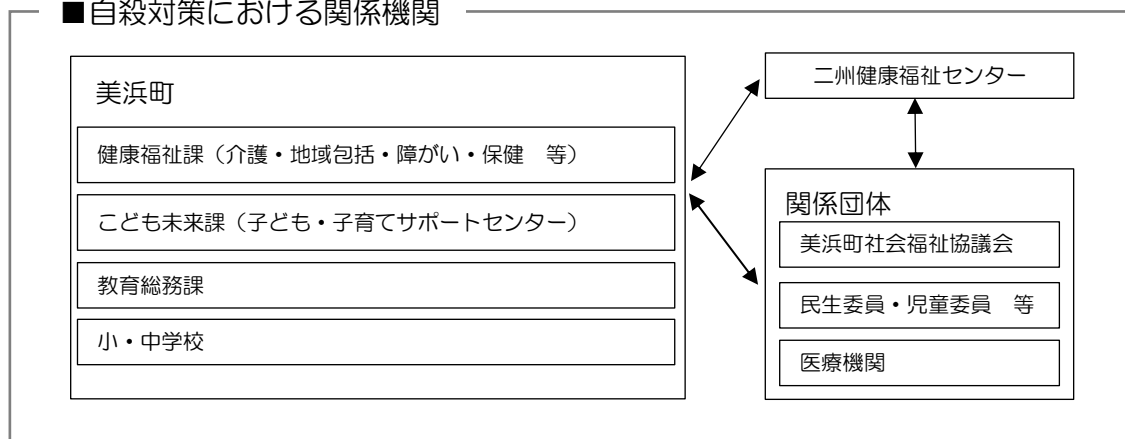
1. 生きることの包括的な支援として推進します。
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます。
4. 自殺対策における実践と啓発を両輪として推進します。
5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働で取り組みます。

計画の目標数値

「自殺総合対策大綱」では、令和8年（2026年）までに平成27年（2015年）と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしていますが、町として最終的に目指すものは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では引き続き令和9年度まで年間自殺者数0人を継続することを町の目標に掲げます。

■自殺対策における関係機関



行政の主な取組

① 地域における総合的な支援体制の強化

取組	内容	担当
地域におけるネットワークの強化	○地域の中で展開されているネットワーク同士が連携を図り、自殺対策を推進する上でのネットワークの構築に努めます。	関係機関
見守り活動を行う団体へのゲートキーパーの養成	○悩みを抱える人・自殺を考える人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材を育成し、SOS サインを見逃さない地域づくりを目指します。	健康福祉課 こども未来課
住民への自殺対策の正しい知識の共有	○住民に広く自殺対策を周知できるよう、相談先を明記した上で住民が集う場を利用して啓発グッズの配布や、広報やケーブルテレビを活用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて自殺対策の周知を図ります。	
相談体制の充実	○庁内や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	
相談に関わる職員の確保及び資質向上	○専門の相談に関わる専門職の確保に努めます。 ○研修の機会を充実し、職員の資質向上を図ります。	

② ライフステージ別の対策の充実

取組	内容	担当
高齢者への支援の強化	○高齢者が住み慣れた地域で人との交流ができる場所を確保・拡充するとともに、健康講座や相談会を活用し、高齢者うつ等こころの健康づくりに関する情報提供を行います。また、地域住民やゲートキーパーが主体となって見守りができる体制を整えます。 ○民生委員・児童委員や福祉委員との連携を行い、一人暮らしの高齢者等、福祉ニーズが高い人への相談体制を整えます。	健康福祉課 関係団体
若者への取組の充実	○福井県が実施する、夜間・休日における相談窓口の周知を行うほか、若年期から自身のこころの状態に気づききっかけを持つことができるように、学校関係へ自殺対策に関する情報提供を行います。	健康福祉課 教育委員会事務局

③ ハイリスク者への支援の充実

取組	内容	担当
就労に関する支援	○若者、高齢者、障がい者や生活困窮者等、立場に関わらずハローワークやシルバー人材センター等の関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。	健康福祉課
二次的なうつ病の予防	○民生委員をはじめとして、地域で活動する各団体やゲートキーパー、関係機関と連携し、地域の中で支援を必要とする人や妊婦の健康状態把握し、地域に出向いた積極的な支援を行います。また、精神疾患及び障がい者の相談支援体制を整えるとともに、支援を行う専門職の確保や援助技術の向上に努めます。	健康福祉課 こども未来課

第1章
計画策定の趣旨

第2章
美浜町の現状と課題

第3章
計画の基本的な考え方

第4章
地域福祉の展開

第5章
関連計画の内容

第6章
計画の推進

第6章 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

地域福祉の充実は、自助・互助・共助・公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本であり、それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、持続可能な地域福祉の推進につながります。

そのため、本計画の推進にあたっては、行政をはじめ、区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、その他関係機関・団体などが、それぞれ役割を認識し、連携を図りながら、地域福祉活動について取組を進めていきます。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、行政と連携し住民参加の支援や活性化を目指して、各種事業の実施を図ります。また、行政は、住民、地域、各種の団体等が地域福祉に関する取組を円滑に進められる環境整備の支援、ネットワークの構築、将来的な地域課題の研究などに努めていきます。

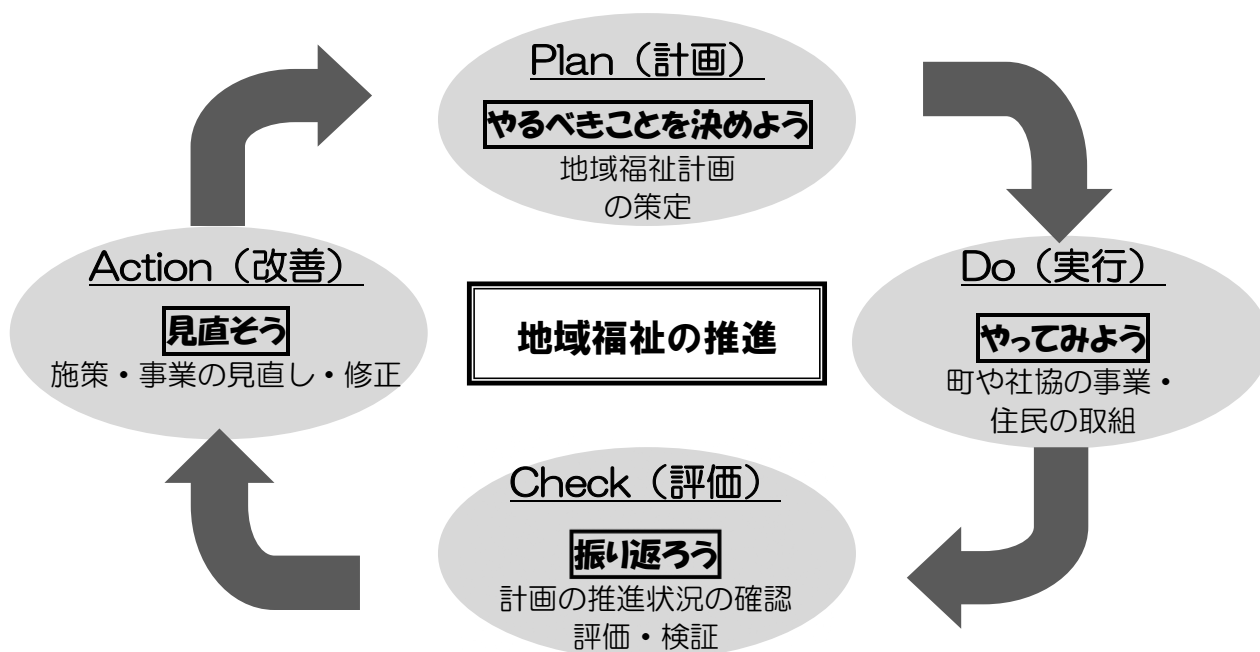
(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内の関係各課等との施策の調整等を行うなど、横断的な連携による一体的な計画の推進に努めるとともに、計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づいて実施します。

評価の基準は、基本施策ごとに設定した「成果を測る指標」の達成状況を踏まえつつ、地域においてどのような取組が行われているか、どのような成果・課題があるかなどをできるかぎり「見える化」することで、住民にとってもわかりやすいものとします。

計画の実効性を高めるため、庁内の関係各課による各施策の進捗状況等の把握を行い、「美浜町地域福祉計画評価委員会（仮称）」において、取組状況などを踏まえて施策の評価や見直し、改善について検討し、次年度以降の施策に活かしていきます。（令和5年度から毎年度開催予定）

■計画の進捗管理における PDCA サイクルのイメージ



資料編

(1) 策定経過

日程	項目	主な内容
令和4年 11月15日	第1回美浜町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 美浜町地域福祉計画策定委員会の設置 地域福祉計画の概要について 町の現状について 第3次計画の全体イメージについて
11月4日～ 11月18日	「美浜町地域福祉計画（第3次）」策定のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に住民対象のアンケート調査を実施
11月30日～ 12月8日	「美浜町地域福祉計画（第3次）」策定のための関係団体調査	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握し、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に町内関係団体対象のアンケート調査を実施
令和5年 1月18日	第2回美浜町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画素案について
2月2日～ 2月8日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 本計画について、住民から幅広く意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施
2月16日	第3回美浜町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画案について
3月7日	美浜町地域福祉計画の答申	<ul style="list-style-type: none"> 委員長から町長に計画内容を答申

(2) 美浜町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく美浜町地域福祉計画の策定に関する事項を検討するため、美浜町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 美浜町地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他美浜町地域福祉計画の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会は、児童、障害者、高齢者、その他地域福祉等に関わりを持つ者とし、学識経験者、福祉活動者、地域団体、その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。ただし、計画の策定が完了した場合には、その日をもって任期満了とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて開くものとする。

2 会議は、委員長がこれを招集する。

3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(報償費及び費用弁償)

第7条 町長は、委員が前条の会議に出席した場合は、予算の範囲内において委員に報償費及び費用弁償を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

(3) 美浜町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名 (敬称略)	役職等	備考
乙見 康夫	美浜町社会福祉協議会会長	委員長
北出 順子	国立大学法人福井大学 准教授	副委員長
玉井 武志	美浜町区長会副会長	
森久 照雄	美浜町老人クラブ連合会会長	
中谷 靖子	美浜町婦人福祉協議会会長	
山本 美智子	美浜町身体障害者福祉協会会長	
河合 政志	美浜町子ども・子育て会議会長	
芝井 あさ子	美浜町民生児童委員協議会会長	
中牟田 春子	美浜町議会産業厚生常任委員長	
芝原 靖之	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター福祉課長	
西村 正樹	美浜町副町長	

(4) 用語集

【あ】行

■ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報や通信に関する技術の総称。

■アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、社会的な援助に結びついていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

■NPO（法人）

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

【か】行

■キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。

■協議体

様々な分野の地域づくりの活動者が集まり、情報交換などを通じてつながりを深めたり、参加者同士の得意分野を活かし、協力し合う関係やネットワークを広げていく協議の場・機会のこと。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「いのちの門番」とも位置づけられる人のこと。

■権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

【さ】行

■災害ボランティアセンター

災害発生時、災害支援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティアの受入れなどを行う。

■自主防災組織

「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う任意の住民組織のこと。

■社会福祉協議会

地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織のこと。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。

■生活困窮者

収入や資産がなく経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

■相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする人のこと。

【た】行

■ダブルケア

子どもの育児と親や親族の介護を同時期に担っている状態のこと。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関のこと。

■DV

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

【な】行

■認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けることで認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。

■ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同様に生活し、ともに生き生きと活動できる社会をめざすという理念のこと。

【は】行

■8050問題

主に80代の親が50代のひきこもりの子どもを養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

■パブリックコメント

公的機関等が命令・条例・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募る意見公募手続のこと。

■バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者や障がいのある人等が生活しやすい環境に整備しようという考え。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

■フレイル

加齢とともに心身が衰えた状態で、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともされており、フレイル予防のため、生活習慣病の（進行）予防をしながら、運動機能・認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切となる。

【ま】行

■民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動し、地域の相談相手として様々な相談に応じるほか、子ども、高齢者や障がいのある人等の見守りを行うなど、支援を必要とする人と行政等関係機関とのパイプ役を担っている。

【や】行

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

■要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村に認定された人。介護保険サービスの利用には、要介護認定を受けなければならない。

美浜町地域福祉計画（第3次）

発行年月：令和5年3月

発行：美浜町 健康福祉課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市 25-25

TEL：0770-32-6704 FAX：0770-32-6050

URL：<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>